

いると
安心だニヤ



そこのアナタもいつかは必要!

行政書士に

頼めるお仕事

カタログ



終活



...etc.

そこのアナタもいつかは必要!

いると
安心だニャ

行政書士に頼めるお仕事カタログ



【ご挨拶】 いると安心🐾 かかりつけ行政書士!

誰に相談すればいいの? もちろん行政書士

「仕事は何ですか?」

『行政書士です。』

「ほう、行政書士ですか... ところで行政書士の仕事って何ですか?...」

行政書士の仕事をしているとよくある会話です。

「行政書士」という言葉は知っていても、実際どういう仕事をしているのかを知っている方は多くないのが現実です。

上の文章は5年前の私が書いた文章です。

当時は、この『ペンテ』を通して一人でも多くの方に「行政書士の仕事を知って欲しい」「行政書士に興味を持って欲しい」という思いで書きました。

それから5年経った現在、行政書士の仕事が皆さんに浸透しているかというと、...

その原因の一つとして、行政書士の業務範囲が広いことがあります。(ある意味無限大です)

『ペンテ』が「行政書士のお仕事」にスポットを当ててから6冊目となりますが、今号では、今まで絞りに絞ってきたお仕事紹介の幅を広げってみました。なんと全部で45項目!

当然のことながら、これでも全てを網羅したわけではありませんが、東京都行政書士会広報部一丸となって作成しました。

最初から読んでいただいても構いませんし、ご興味のあるページからでも結構です。

何と言っても『行政書士に頼めるお仕事カタログ』ですから。

『ペンテ』とはスペイン語で「橋」という意味です。今、手に取っていただいた『ペンテ』には「行政書士の仕事を少しでも多くの方に知っていただきたい」という東京都行政書士会広報部一同の思いが込められています。この『ペンテ』が皆様と行政書士との「懸け橋」となることを願ってやみません。

東京都行政書士会 広報部長 榎本 晃

CONTENTS

1 就労系ビザ	p.2	23 運送業	p.50
2 特定技能(外国人)	p.4	24 都市型ハイヤー	p.52
3 身分系ビザ	p.6	25 トランクルーム	p.54
4 永住ビザ	p.8	26 産廃業	p.56
5 帰化	p.10	27 建設業	p.58
6 飲食店	p.12	28 不動産業	p.60
7 ペットカフェ	p.14	29 旅行業	p.62
8 キッチンカー	p.16	30 医療法人	p.64
9 銭湯・サウナ	p.18	31 化粧品販売	p.66
10 旅館業	p.20	32 会社設立	p.68
11 民泊	p.22	33 補助金	p.70
12 酒屋(通販)	p.24	34 障がい者施設	p.72
■ 風適法について	p.26	35 保育園	p.74
13 キャバクラ	p.28	36 著作権	p.76
14 マージャン店	p.30	37 契約書	p.78
15 ゲームセンター	p.32	38 離婚	p.80
16 BAR	p.34	39 遺言書	p.82
17 リサイクルショップ	p.36	40 死後事務委任	p.84
18 車庫証明	p.38	41 法定後見	p.86
19 ご当地ナンバー	p.40	42 任意後見	p.88
20 道路使用許可	p.42	43 相続	p.90
21 トレーラー	p.44	44 遺産分割協議書	p.92
22 ドローン	p.46	45 墓じまい	p.94



留学生生活もあとわずか、就職活動の努力が実り、第一希望の銀行に内定が決まりました。友達の中には学校の外国語の先生になる人や会社に勤める人、介護士の資格を取って介護ホームで働く人などがいます。みんな同じ就労ビザを取るわけではなく、仕事によって取得する就労ビザに違いがあります。これらは「就労系在留資格（就労資格）」と呼ばれています。

在留資格は「外国人が日本に滞在して一定の活動をすることを認める資格」のことで、外国人が日本で暮らすためには必ず在留資格が必要です。在留資格はさまざまな種類に分類され、要件や活動内容が詳細に定められています。

いわゆる『就労ビザ』と呼ばれているものは、この就労を目的にした在留資格を指して言われることが多いです。

就労系在留資格（就労資格）は以下の19種類です。

- | | | | |
|---------|---------|----------------|--------|
| ● 外交 | ● 公用 | ● 技術・人文知識・国際業務 | |
| ● 教授 | ● 芸術 | ● 宗教 | ● 報道 |
| ● 高度専門職 | ● 経営・管理 | ● 法律・会計業務 | ● 医療 |
| ● 研究 | ● 教育 | ● 企業内転勤 | ● 介護 |
| ● 興行 | ● 技能 | ● 特定技能 | ● 技能実習 |

就労可能な在留資格は、その種類ごとにそれぞれ活動内容が決められていて、それ以外の就労活動を行うことは原則としてできません。

申請した在留資格が認められるかどうかは、いくつかの要素により判断されます。

その判断基準は、申請者や就労先の状況等により、安定した就労や生活が確保できるのか（安定性）・継続して日本で働く事ができるのか（継続性）・就労先が必要とする人材なのか（必要性）・申請した内容に嘘偽りがな
いか（信憑性）などです。

従って申請する際には、申請者のスキルや学歴さらに就労先の業務内容等を考慮し、適切な在留資格の選択を行う必要があります。そのためには申請者や雇用先と慎重に相談し、履歴書や証明書、会社の状況をしっかりと確認することが大切です。





本国では求人が少なく、また自分で事業を始めるほどのお金もありません。最近日本では、特別な技能がなくても指定された試験で必要なレベルをクリアすれば、働ける資格が新しくできました。

「特定技能」は2019年4月から受け入れがはじまった比較的新しい在留資格になります。

人手不足が叫ばれる特定業種の日本国内の公私の機関（会社等）において、一定程度の技能・日本語能力を有する外国人を即戦力として受け入れ、その就労を認める在留資格です。一定程度の技能は要するという点で、専門性や技術を必要としない「技能実習」とは異なります。

この「特定技能」は1号と2号に分類され、1号は「相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務」が可能と認められた外国人に対して認められるのに対し、2号は「熟練した技能を有する業務」に従事可能な外国人に認められる在留資格です。特定技能2号の方がより高いレベルの技能水準を有しています。

特定技能1号での受け入れが認められる業種は、

- 介護
- 造船・船用工業
- 宿泊
- 飲食物品製造業
- 鉄道
- 工業製品製造業（旧：素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）
- ビルクリーニング
- 自動車整備
- 農業
- 外食業
- 林業
- 建設
- 航空
- 漁業
- 自動車運送業
- 木材産業

の16分野であり、2号は上記介護・自動車運送業・鉄道・林業・木材産業以外の分野で認められます。

豆知識

2024年6月末時点で「特定技能」をもって日本で就労する外国人数は、1号は251,594人、2号は153人となっています。日本の経済を支える労働者として活躍しており、今後も更に増えていく見込みです。

各分野における「特定技能」の申請必要書類は、出入国在留管理庁HPにて公表されています。





海外旅行先で知り合った恋人と、国境や言葉の壁を乗り越えて国際結婚する事になりました。日本で新婚生活をスタートさせようという事で、新居や家具選びに大忙し。

でもちょっと待って、その前にもっと大事な手続きが…?

外国人が日本に暮らすための在留資格には、大きく分けて2つがあります。「就労系」と「身分系」です。左ページのケースは「身分系」の1つで、外国人が日本に住んでいる人と結婚しても在留資格を取得しなければ日本で暮らすことができないというものです。

この「身分系」の在留資格には4つの種類があります。日本人と結婚した外国人配偶者には「日本人の配偶者等」が、日本で永住者の在留資格を得た者には「永住者」を、そしてこの「永住者」の資格を持つ外国人の配偶者は「永住者の配偶者等」の在留資格を申請することになります。また、日本にゆかりのある方、日系3世等は「定住者」を申請します。

「身分系」の資格では、「就労系」の資格と違い、活動の制限がありません。ただ、その分審査は厳しいとされています。例えば、外国人が日本人と結婚して日本で暮らそうとする場合には、「結婚の実態があるか」「日本で生活していくための資産・経済力はあるか」「結婚する日本人配偶者が税金を滞納していないか、法律違反をしていないか」等の点を詳細にチェックされます。これは過去に日本人と偽装結婚する外国人の事例が増加したことが影響しているようです。

「就労系」の資格では、企業と雇用契約を交わしその職務内容が出入国管理及び難民認定法で定められた活動に該当しているかどうかの判断は比較的しやすいとされています。これに対して「身分系」の資格では、申請者の事情がそれぞれ異なるため、一概に資格の要件を満たしているかわかりにくい面があります。そのため、審査が通るか不安を感じながら申請することが多いようです。審査の結果が出るには数カ月かかりますが、許可が下りた際には「ほんとうに良かった」という喜びの声をよく聞きます。





右も左もわからないまま留学生として来日し、日本語を一生懸命に学んで会社に就職し、10年が経ちました。友達もできたので、このままずっと日本で仕事をしながら暮らしていきたいのですが、在留資格は期間の更新が必要なので更新許可が下りるまではちょっと心配です。永住者だったら、そんな心配をする必要がないと聞きました。

永住許可は、在留資格を有する外国人が「永住者」への在留資格の変更を希望する場合に、法務大臣が与える許可であり、在留資格変更許可の一種と言えます。

永住許可を受けた外国人は、「永住者」となり、在留活動、在留期間のいずれも制限されません。このために、永住許可申請については、通常の在留資格の変更申請よりも厳しい要件が規定されています。審査も慎重に進められるために通常の在留資格に比べて非常に長い時間を要します。

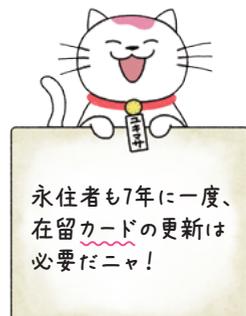
2023年の統計によると1年間で処理された様々な在留資格許可申請は、いずれもその90%以上が許可されているのに対して、永住許可申請は約65%しか許可されていないことから、この申請が通常の在留資格より難しいことがわかります。

永住許可申請をするためには(1)素行が善良であること、(2)独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること、(3)その者の永住が日本国の利益に合すると認められること、が求められます。

具体的には以下のような事柄を資料によって証明する必要があります。その内のどれかに少しでも問題があると、許可が下りない可能性が高くなります。

- 10年以上(特例あり)日本に在留している
- 健康保険や年金、納税、各種届出などの公的義務を遅滞なく履行している
- 罰金刑や懲役刑などを受けていない
- 自動車を運転する人は交通違反をしていない…など

自分では要件を十分に理解していたつもりが、実はその理解が間違っていたために苦勞して長い時間をかけて準備してきた申請が不許可になるという事も少なくありません。将来、日本に永住を希望される方は、早いうちから行政書士に相談して的確なアドバイスを受けながら準備をすることをお勧めします。



5 日本に帰化したい

帰化



私は日本に住むアメリカ人ですが、日本のことが大好きなので日本の国籍をとって日本人として一生を過ごしたいと思います。帰化申請をすれば日本人になれると聞きましたが、具体的にはどのようにしていけば良いのでしょうか？

帰化申請は、日本国籍の取得を希望する外国人からの申請に対して、法務大臣の許可によって、日本国籍を取得する制度です。法務省の発表では、令和4年は9,023件、令和5年は9,836件の申請件数があり、そのうち韓国・朝鮮籍、中国籍の方が約3分の2を占めています。

帰化許可申請の主な要件

申請人が下記の要件を満たしているときに申請することができます。

- 継続して5年以上日本に住所を有している
- 成人年齢に達している
- 素行が善良である
- 自分や生計を同じくする親族の資産などにより生計を営むことができる
- 日常生活に支障のない程度の日本語能力がある

なお、一定の条件を満たす場合には、要件の一部が緩和または免除される場合もあります。これを簡易帰化といいます。詳しくは行政書士へお問い合わせください。

帰化申請の難しい点は、申請に必要とされる書類の多さです。帰化許可申請書に始まり、申請人の親族の概要を記載した書類、帰化の動機書等、提出する書類の数は10種類以上です。さらに、申請人がサラリーマンなのか、会社経営者なのか、日本人の配偶者なのか等によっても必要書類が異なります。そのため、申請人が働きながら必要書類を全部準備することは大変で、途中で諦めてしまう方もいます。また申請から許可までの期間も1年半から2年程度かかるのが通例です。

帰化申請を希望する際には、最初に法務局の担当官と面接する必要があります。行政書士は、原則その面接に同席することができます。行政書士が関与することで、必要書類をスムーズに収集でき、申請のスケジュール管理も容易になります。

日本では原則として国籍を二重に持つことは認められていませんが、海外では欧米やアフリカなどを中心に、多くの国で重国籍が認められています。世界では、重国籍を何らかの形で容認する国が8割近くに上ると言われています。重国籍を認めていない国は、日本の他に、中国や中東の国々があります。



料理をするのも、料理を食べてもらうのも大好き。調理師専門学校にも通い始めてます。学校を卒業したら、家庭料理を中心としたお店をオープンしたいと考えていますが、どのような許可が必要となるのでしょうか。

レストラン、喫茶店、ラーメン屋、居酒屋など、いわゆる飲食店を始めるときには、飲食店営業許可が必要となります。

飲食店営業許可とは何でしょうか。またこの許可の目的とは何でしょうか。

基本となる法律に「食品衛生法」があります。この法律の第1条には、「この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする」と規定しています。要するにあなたのお店で飲んだり食べたりするお客様に、安心・安全なサービスを提供してくださいということを行っています。

具体的には、許可の条件として食品衛生の知識を有する「食品衛生責任者」を置かなければなりません。

「食品衛生責任者」となるためには、調理師等の資格が必要です。資格を持っていない場合には、講習を受けることで「食品衛生責任者」となることができます。

また、食器を洗う場所や保管する棚などの施設面での条件や食材等の管理方法などについて一定の義務を課しています。

飲食店の形態によっては、飲食店営業許可のほかにも許可や届出が必要となる場合があります。

※ペットカフェは14～15ページ、キッチンカーは16～17ページをご覧ください。



コンビニは飲食店!?

飲み物をビン・缶のまま提供するだけでしたら飲食店営業許可は不要ですが、コップに注いで提供する場合には飲食店営業許可申請が必要となります。自動販売機でも、ビン・缶・ペットボトルなら許可は不要ですが、コンビニなどにもある紙コップにコーヒーを注ぐタイプの自動販売機等を設置する場合には飲食店営業許可が必要となります。



今、保護犬と保護猫を飼ってます。ワンちゃんやネコちゃんなどの動物が大好きな仲間たちと一緒にペットカフェをオープンさせたいと考えてます。何か特別な手続や資格が必要なのでしょうか。



動物たちと触れ合うことができるカフェ、いわゆる「ペットカフェ」をオープンするには、一般的には、「飲食店営業許可」と「第一種動物取扱業の登録」が必要となります。

※飲食店営業許可については、12～13ページをご覧ください。

「第一種動物取扱業の登録」をするためには、「動物取扱責任者」を決めなければなりません。例えば、過去にペットカフェでの実務経験がある人や、高校や大学で畜産学や獣医学などを学んだ人が、「動物取扱責任者」になることができます。

さらに、お店の大家さんの承諾や、お店の調理場に動物が入らないような構造設備、ペットの休憩スペースなども事前に考慮することが必要です。

オープンまでに必要となる書類としては、食品衛生責任者や動物取扱責任者の資格がわかる書類、お店の賃貸借契約書、函面等の書類が必要となります。オープンした後は、年に1回以上、動物取扱責任者研修を受講しなければいけません。また5年ごとに更新手続きをする必要があります。

第一種動物取扱業とは、有償・無償の別を問わず反復・継続して事業者の営利を目的として動物の取扱いを行う、社会通念上、業として認められる行為のことをいいます。

第一種動物取扱業には、7種類の区分があり、ペットカフェは「展示」に該当します。

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売並びにそれらを目的とした繁殖または輸出入を行う業（その取次ぎまたは代理を含む）	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖または輸入を行う者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者、美容業者（動物を預かる場合）、ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者、出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	動物園、水族館、移動動物園、動物サーカス、動物ふれあいパーク、乗馬施設、アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）
競りあっせん業	動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行う業	動物オークション（会場を設けて行う場合）
譲受飼養業	有償で動物を譲り受けて飼養を行う業	老犬老猫ホーム

出典：環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/trader.html）より引用



ランチタイムやイベントで見かけるキッチンカー。おしゃれなキッチンカーや美味しそうな香りがするキッチンカーが並んでいるだけでも楽しい気分になりますよね。

キッチンカーを使って食べ物や飲み物を販売するときには、車の移動のための運転免許はもちろん必要ですが、飲食店営業（自動車）の許可も必要となります。

飲食店営業の許可とは、食べ物や飲み物を提供するお店を開業する際に必要となる許可のことです。自治体からの許可を取得しないで飲食店を営業した場合は「無許可営業」となり、食品衛生法等の法令違反として罰則の対象となってしまいます。

飲食店の営業で一番怖いのは食中毒です。調理する前に手を洗うのは当然ですが、食品衛生の知識が無いような人が作るご飯を、お金を払って買うのはちょっと遠慮したいですね。そこで飲食店を営業するには食品衛生の知識を持った人（食品衛生責任者）がお店にいないかならぬように法律で定めています。

※飲食店の営業許可については、12～13ページもご覧ください。

そして、通常の飲食店とキッチンカーの違いは、やはり「車」です。キッチンカーに必要な許可は「飲食店営業（自動車）」です。許可を申請する前に保健所へ事前相談をすることが大切になります。車に設置する調理器具等の設備に関しても一定のルールがあります。例えば、調理にはお水が欠かせませんので、給水タンクは必要となりますし（給水タンクの容量によって、提供できるメニューの数も異なります）、手洗い場や食器等を洗う設備も必要となります。食材を保存する冷蔵設備もないと困りますよね。

ちなみに、車で販売していても、調理するのが車の中ではなく別の調理場で作ったお弁当を売るような場合に必要なのは、飲食店営業（自動車）の許可ではありません。お店の形態に応じて、飲食店営業許可やそうざい製造業などの許可や届出が必要です。いずれの業態でもお店をオープンするときには、どのようなルールがあるのかをきちんと確認した上で、準備を進めることが大切です。





公衆浴場というと銭湯のイメージですが、一般客が利用できるお風呂は公衆浴場許可が必要なので、スポーツジムのお風呂も保健所への許可申請が必要になります。温泉もこの許可の対象です。

旅館やホテルの大浴場は旅館業許可に含まれるので公衆浴場許可は不要です。



公衆浴場とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいいます。

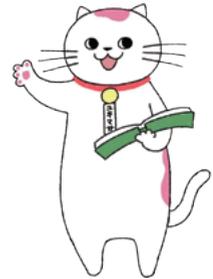
なお、東京都の「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例」では、次のように分類されています。

普通公衆浴場	地域住民の日常生活において、保健衛生上必要な公衆浴場。いわゆる銭湯が該当します。
その他の公衆浴場	上記以外の公衆浴場。スーパー銭湯やレジャー施設、スポーツ施設、福祉施設、エステティックサロン等に設置された入浴施設（風呂、温泉、サウナ、岩盤浴、酵素風呂等）が該当し、保養・休養を目的としています。

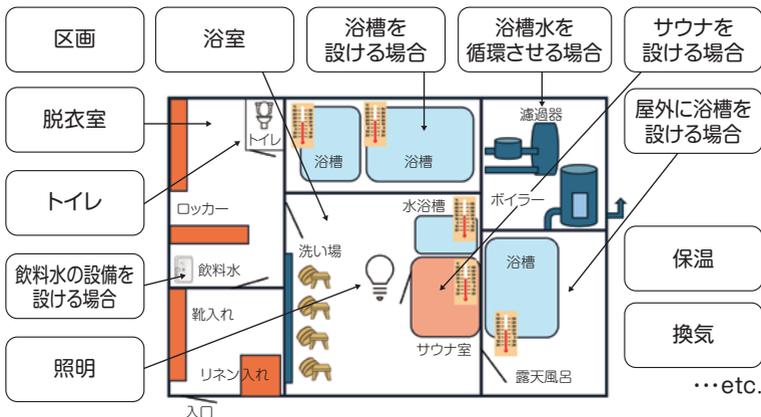
公衆浴場の営業を始めるには、東京都では保健所の許可が必要です。

許可を受けるには、都道府県の条例で定める構造設備などに関する基準を満たしていなければなりません

構造設備については、以下のような項目があり、衛生等の観点からそれぞれに細かなチェック項目があります。



主な構造設備の項目





旅館業には、旅館・ホテル営業（施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）、簡易宿泊所営業（宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて宿泊させる営業）及び下宿営業（施設を設け、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）の3種類があります。

旅館業とは、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」と定義されており、「宿泊」とは「寝具を使用して施設を利用すること」をいいます。

ホテルは、基本的に洋室をメインとする大型の宿泊施設を指し、これは「旅館・ホテル営業」にあたります。

旅館は、ホテルと何が違うの?と思われる方もいるかもしれませんが。実は同じ「旅館・ホテル営業」にあたり、旅館はそのうちの和風のもの指します。ただし、施設名についてのきまりはないので、和風でも〇〇ホテルという名称を使用している旅館もあります。

民宿、ペンション、山小屋、カプセルホテル、ゲストハウスなどは「簡易宿泊所営業」にあたります。

民宿とペンションは、トイレ・お風呂が共同で食事が出ることが多く、民宿は家族経営で家庭的なのが特徴で、ペンションは洋風の建物が多いです。

山小屋は、登山者などが1つの客室を多人数で利用し、また、避難施設も兼ねているため公共性が高い宿泊・休憩所です。以前は山小屋での食事と言えば、カレーライスが定番でしたが、最近では、料理が自慢だったり、名物のスイーツがあったりする山小屋もあり、それらを目当てに訪れる人もいます。



カプセルホテルは、都心部に多く見られ、簡易ベッドを備えたカプセル状の寝室が特徴です。安価で利便性が高いため増えており、その見た目のユニークさから最近では外国人にも人気です。

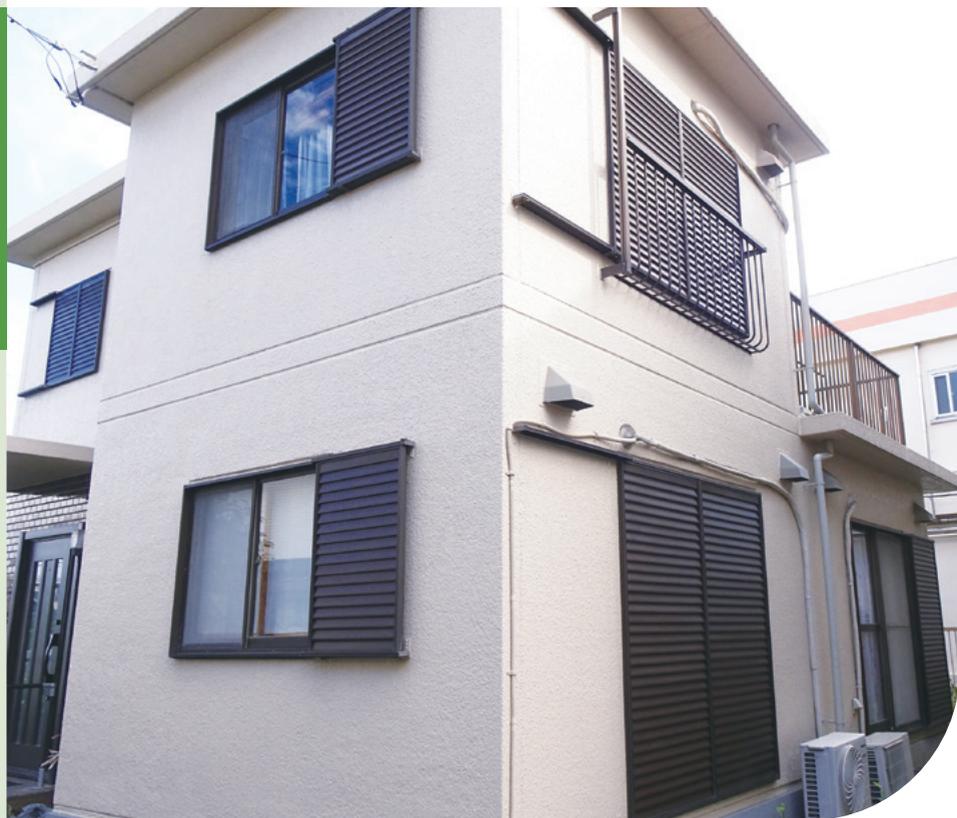
ゲストハウスは、観光地を中心に急増中です。客室はドミトリーと呼ばれる相部屋が基本です。食事は出ませんが、キッチンを自由に使い、安価に利用できるのが特徴です。

下宿は、「下宿営業」の許可が必要で、1か月以上の一定期間の契約で宿泊させる施設を指します。食事付きのところが多いのが一般的で、昔は学生が利用するイメージがありましたが、現在では大規模工事の建設関係者の方など、長期滞在者に利用されているようです。

旅行の目的に合わせて使い分けると、さらに旅行が楽しくなりますね。

11 空いている部屋を民泊で活用

民泊



民泊とは、観光客等に戸建住宅やマンションなどの部屋を提供する宿泊サービスのことです。営業日数の上限や住宅の設備等の要件を満たせば、自宅の空いている部屋を活用して民泊ビジネスを始めることができます。



いま日本で民泊を行うには、次の3つのやり方があります。

1. 旅館業法の許可を得て行う
2. 国家戦略特別区域法に基づく旅館業法の特例（特区民泊）で認定を得て行う
3. 住宅宿泊事業法の届出を行う

ここでは、旅館業よりは要件が緩和されている「住宅宿泊事業法」による、空き室等を活用した民泊についてご紹介します。

住宅宿泊事業法は、健全な民泊サービスの普及を図るものとして制定された法律です。民泊の届出件数は増加の一途であり、令和7年1月15日時点の届出件数は46,929件（うち東京都18,599件）です。

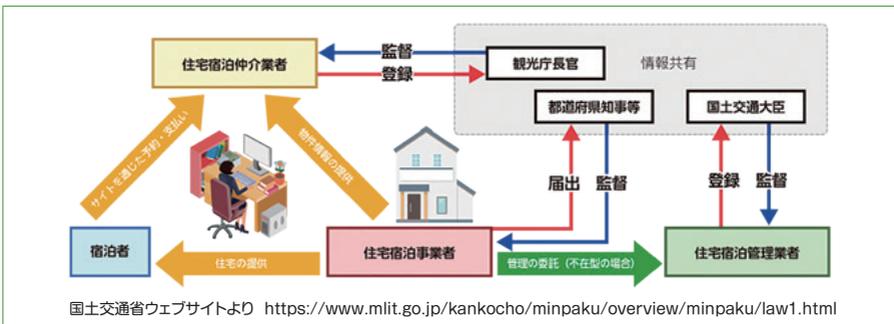
住宅宿泊事業（民泊）を行うには、都道府県知事等への届出が必要です。また、年間宿泊日数の上限は180日で、さらに条例により制限される場合もあります。

民泊事業者の義務としては以下のようなものがあります。

- 衛生確保措置
- 近隣からの苦情の対応
- 標識の掲示
- 宿泊者に対する騒音防止等のための説明
- 宿泊者名簿の備え付け
- …など

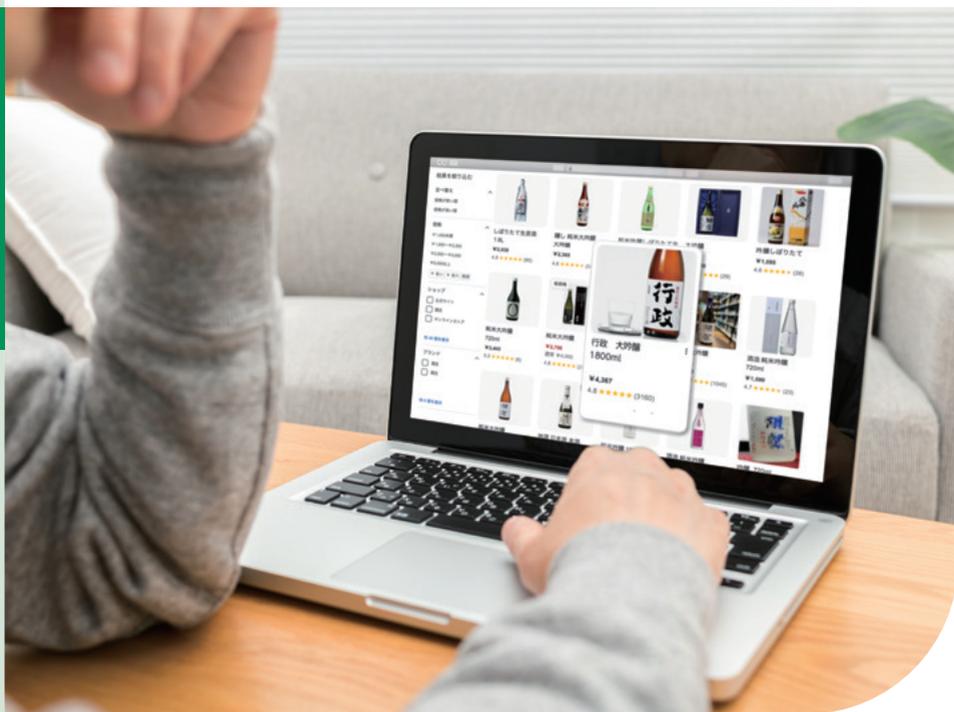
家主（民泊事業者）が居住しない場合は、上記の措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付けています。

なお、都道府県知事は、住宅宿泊事業者の監督を行い、事業者は定期的に報告等を行います。



12 ネットでお酒を販売するには？

酒屋（通販）



Aさん 全国の美味しいお酒をSNSで紹介して、ついにフォロワーが100万人を超えた！満を持して夢だったお酒のネット通販を始めるぞ！

Bさん じゃあ早速、通販サイトを作ろうよ。Aさんの動画は人気があるから、繁盛間違いなしだね！

ユキマサ ちょっと待ってほしいニャ！ その場合は通信販売酒類小売業免許が必要だニャ！ 無免許で販売した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあるニャ〜！



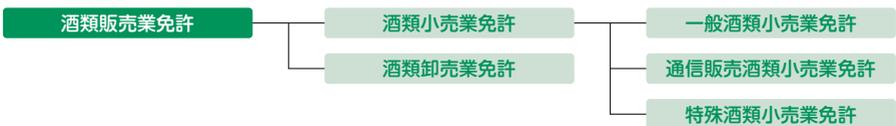
Aさん&Bさん な、なんだって〜〜!? もっと詳しく教えて！ユキマサくん！

酒類販売業とは、お店やインターネット等で酒類を販売する事業のことをいいます。酒類を販売するには、あらかじめ販売する場所を管轄する税務署へ、酒類販売業免許申請をして免許を取得する必要があります。

免許内容によって、酒類小売業免許（販売先としては一般消費者や飲食店などが該当します）と酒類卸売業免許（販売先としては酒屋などが該当します）の大きく2つに分かれ、更にそれぞれ細かく区分できます。

区分によって、免許の要件や申請にあたって提出する書類が異なるので、区分の理解が大変重要となります。

■酒類販売業免許の区分及び種類



ネット販売など、広範囲に通販する場合は通信販売酒類小売業免許が必要です。

通信販売酒類小売業免許の特徴

販売範囲	2都道府県以上の広範な地域。
販売対象	日本国内の一般消費者（飲食店を含む）に限られ、他の酒類販売業者や海外の消費者への販売はできません。
販売方法	インターネット、カタログ、電話など、通信手段を用いた販売が対象となります。店頭販売はできません。
販売品目	販売できるお酒は輸入酒、または品目ごとの年間課税移出数量が、すべて3,000kl未満である製造者が製造、販売するお酒に限られますので大手メーカーのお酒は扱えません。
仕入先	原則として、酒類の卸売をすることが可能な者（酒類卸売業免許を取得している者や酒類製造者）から購入する必要があります。

通信販売酒類小売業免許を受けるためには、申請者等及び申請販売場が酒税法上の各要件（人的要件、場所的要件、経営基礎要件、需給調整要件）を満たしていることが必要です。

また酒類販売業者には、酒税法や酒類業組合法上の規定により、記帳や申告、酒類販売管理者の選任など様々な義務が課されています。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等

風適法



皆さん、24時間営業の居酒屋が少ない理由をご存知ですか？ また、歓楽街は駅近郊や市街地に多いのは何故でしょうか？

それは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下、風適法）によって、営業時間、営業区域等を制限しているためです。風適法には、右ページの業種を営業する際の取り決めが定められています。

また、風適法は、「年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずること」を目的としており、これらの店舗に年少者（18歳未満の者）が入店することを制限しています。

許可

1) 風俗営業

- 第1号営業 社交飲食店（キャバレー、ホストクラブ等）／料理店（料亭等） ※28～29ページ参照
- 第2号営業 低照度飲食店
- 第3号営業 区画席飲食店
- 第4号営業 マージャン店／パチンコ店等 ※30～31ページ参照
- 第5号営業 ゲームセンター等 ※32～33ページ参照

許可

- ## 2) 特定遊興飲食店営業
- （東京都の場合、午前0～5時に営業）
-
- ライブハウス／ショーパブ／スポーツバー等

届出

3) 性風俗関連特殊営業

- (1) 店舗型性風俗特殊営業
- (2) 無店舗型性風俗特殊営業
- (3) 映像送信型風俗特殊営業
- (4) 店舗型電話異性紹介営業
- (5) 無店舗型電話異性紹介営業

届出

4) 深夜における酒類提供飲食店営業

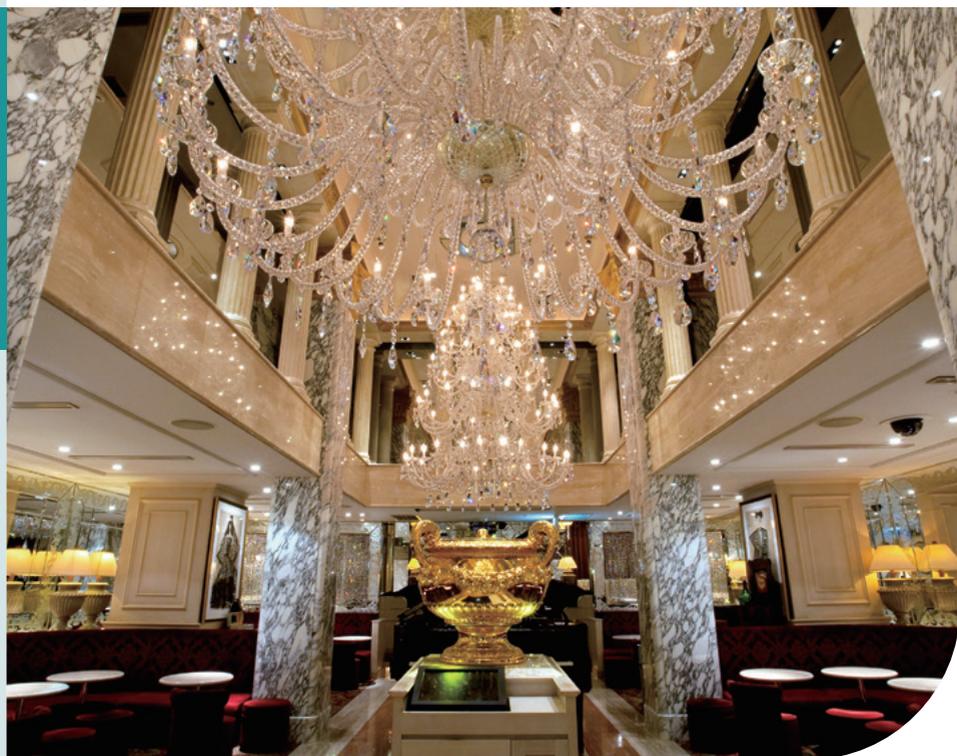
カウンターバー／居酒屋等 ※34～35ページ参照

本誌では、
風俗営業と深夜における
酒類提供飲食店営業について
取り上げるニャ！



13 BARとキャバクラの違いってなに？

キャバクラ



BARとキャバクラの違いは何でしょうか？

内装の違い？ お酒の銘柄の違い？ 料金体系の違い？ 営業時間の違い？ 店員数の違い？

実は、顧客が「接待」を受けるか、受けないかの違いなんです。

キャバレー、パブ、スナック、キャバクラ、クラブ、ラウンジ、ホストクラブなどの「顧客が接待を受ける飲食店」を営業するためには、風俗営業の第1号営業許可が必要です。

第1号営業の対象は、「キャバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」であり、風適法上の接待とは「歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」と定義されています。

ここでの重要な要素は「接待」です。警察庁の基準では、下記のような行為が「接待」として扱われます。

①談笑・お酌等	特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為
②ショー等	特定少数の客に対して、専らその客の用に供している客室又は客室内の区画された場所において、ショー、歌舞音曲等を見せ、又は聴かせる行為
③歌唱等	特定少数の客の近くにはべり、その客に対し歌うことを勧奨し、若しくはその客の歌に手拍子をとり、拍手をし、若しくは褒めはやす行為又は客と一緒に歌う行為
④ダンス	特定の客の相手となって、その身体に接触しながら、当該客にダンスをさせる行為は接待に当たる。また、客の身体に接触しない場合であっても、特定少数の客の近くに位置し、継続して、その客と一緒に踊る行為
⑤遊戯等	特定少数の客と共に、遊戯、ゲーム、競技等を行う行為
⑥その他	客と身体を密着させたり、手を握る等客の身体に接触する行為

つまり、店員が顧客と一緒にカラオケを歌ったり、ゲームをしたり、ダンスをしたりする飲食店は、第1号営業許可が必要になります。

「キャバクラ」を営業したい、「スナック」を営業したい、「ホストクラブ」を営業したい、「ガールズバー」を営業したいなど、営業を開始したいけどどの営業許可が必要なのか判断が難しいときは、専門家に相談するようにしましょう。

なお、第1号営業許可を取得するには、飲食店営業許可の取得が前提であり、第1号営業許可取得後は、深夜に営業出来ない点にも注意が必要です。



14 健康マージャン、マージャン教室の



近頃脳トレとして人気の健康マージャン。みんなとマージャンを楽しみたいからと勉強のために通うマージャン教室。娯楽の一環であり、無許可で営業ができると思われがちですが、実は風俗営業許可の対象です。

一方で、営業許可を取得すれば、深夜に営業することや賭けマージャンを行ってもよいと誤った認識をされがちです。マージャン店の営業には、風適法により規制されている事項が多数あることをご存じですか？

問 問題

●いきなりですが、次の会話の問題点はどこでしょうか？

- ①マージャン店で朝5時まで遊んだね。そろそろ帰ろう。
- ②4人で5時間くらい遊んで、合計20,000円だって。一人5,000円だね。
- ③今日の合計スコアが-300ポイントだから、3,000円払うよ！

マージャン店を経営するために、風俗営業の第4号営業許可を取得する必要があります。第4号許可の対象は、「マージャン店、パチンコ店その他設備を設けて客に射幸心しゃこうしんをそそるおそれのある遊技をさせる営業」であり、健康マージャンやマージャン教室も傍から見れば「マージャン店」ですので、営業するためには第4号営業許可を取得しなければなりません。また、第4号営業許可を取得し、マージャン店を営業する際には、次のような規制に気を付ける必要があります。

1) 遊戯料金の最高限度額の制限

- お客一人当たりの時間を基礎として遊技料金を計算する場合
 - ①全自動式のマージャン台… 1時間につき660円
 - ②その他のマージャン台 …… 1時間につき550円
- マージャン台1台につき時間を基礎として遊技料金を計算する場合
 - ①全自動式のマージャン台… 1時間につき2,640円
 - ②その他のマージャン台 …… 1時間につき2,200円

2) 賭博行為の禁止

3) 営業時間の制限

- 営業可能時間は6時から24時 ●深夜営業は不可

4) 飲食物の提供の制限

- 飲み物や食事を提供するときは飲食店営業許可が必要

※飲食店営業許可については、12～13 ページをご覧ください。

答 答え

●問題の答えは、もうわかりですね。

- ①深夜営業は不可 ②遊戯料金の最高限度額を超えている ③賭博行為の禁止

最後に、マージャンに興味がない方でも日常でワンチャン、連チャン、トイメン、メンツ、リーチ、テンパる、安パイという言葉を使ったことはありませんか？

これらは全てマージャン由来の言葉です。知ってましたか？

15 クレーンゲームの景品に制限がある



週末に家族で遊びに行ったり、カップルでのデート先に人気であったりと一度は行ったことがあるゲームセンター。

クレーンゲームの景品が欲しくて何回も挑戦したことはありませんか？ また、メダルゲームで大当たりを繰り返して、メダルをゲームセンターに預けたことはありませんか？

クレーンゲームの景品やメダルゲームのルールについても風適法に定められていることをご存知ですか？

ゲームセンターは、「ゲーム機などの遊技設備を設置して客に遊技させる目的で営業を行う店舗やそれに類する区画された施設」と定義されており、誰でもメダルゲームやクレーンゲーム、アーケードゲームなどで遊ぶことができますが、営業するためには風俗営業の第5号営業許可を取得する必要があります。

第5号営業は、「スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心しゃこうしんをそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗、その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業」と定義されています。

ゲームセンター以外にも、ルーレットやポーカーゲーム、バカラなどを扱うアミューズメントカジノやカジノバーなどがゲームセンターとして取り扱われるため、これらの営業を行う際には第5号営業許可の取得が必要になります。

問題

● 次の施設にも、第5号営業許可は必要なの？

- ① 旅館やホテル、ショッピングセンターなどに併設されたゲームコーナー
- ② 街中に設置されたカプセル容器玩具自販機(カプセルトイ)

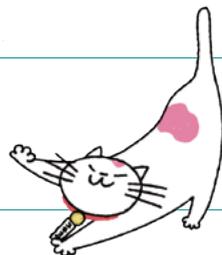
● こんな営業はOKなの？

- ③ クレーンゲームの景品が高級ブランドバッグ
- ④ メダルゲームで獲得したメダルを換金
- ⑤ 24時間営業

ここ数年でクレーンゲームに陳列する景品の上限価格が緩和されるなど、第5号営業許可を取得して営業を開始した後も、風適法の規制は時代とともに変化します。ゲームセンターで満足して遊んでもらうためにも風適法を都度確認することが大切です。

答え

- ① ゲームに利用する面積割合に応じて必要になる場合がある
- ② 不要
- ③ 小売価格でおおむね1,000円以下のものに限る
- ④ 禁止
- ⑤ 6～24時に限る



16 BARの深夜営業には「深夜における酒類提供



Aさん BARの開店にあたり、飲食店営業許可を申請した時に
保健所から「深夜0時までには閉店してね!」と言われた
けど、なぜ隣のBARは朝まで営業しているの?

ユキマサ 隣のBARは、「深夜における酒類提供飲食店営業」の届
出をしているからなんだニャ!

Aさん えっ? そうなの? もっと詳しく教えて!

飲食店営業許可を取得して営業しているBARや居酒屋が深夜0時以降に営業を行う場合には、「深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届（以下、深酒開始届）」を事前に警察署に届出なければなりません。「深酒開始届」の届出をせずに深夜0時以降酒類を提供して営業すると、罰則が科せられる可能性があります。

「深酒開始届」が必要なのかどうかの判断は次の通りです。

- ①深夜（午前0時から午前6時）に営業を行うか
- ②酒類をメインに提供しているか

例えば、ファミリーレストランでもメニューにお酒がありますが、ファミリーレストランの場合、提供するサービスのメインはお酒ではなく食事です。そのため、深夜0時以降に営業する場合でも「深酒開始届」の届出は不要です。

また、「深酒開始届」の届出をすれば、深夜0時以降の営業が可能になりますが、営業上のさまざまな制限があるので注意が必要です。

深夜における酒類提供飲食店営業の制限事項（例）

- ①店員が顧客の隣に座ること
- ②道端で客引きすること
- ③深夜に店内でダンス・生演奏などを行うこと
- ④近隣に住んでいる方に迷惑をかけること
- ⑤マージャン店を営業すること
- ⑥カジノバーとして営業すること
- ⑦18歳未満の者を午後10時以降も働かせること



基本的に風俗営業許可（1号から5号）を取得している飲食店は、深夜0時以降（都条例により一部例外あり）の営業を行うことができませんので、深夜0時以降に営業しているキャバクラやクラブは、風適法に違反していることとなります。

お酒をメインに扱う飲食店で深夜0時以降も営業したいと考えたときは、「深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届」を警察署に届出ましょう。



Aさん そうそう、この前、古着をリメイクしてネットオークションで売ったら、バンバン売れちゃって、いらないものは処分できまし、ご褒美で高級焼き肉食べに行っちゃった!

Bさん Aさんは商売の才能があるのかも! そんなに売れるんだったら安く古着を仕入れてそれをリメイクして売ってもいいんじゃない?

ユキマサ ちょっと待ってほしいニャ! その場合は古物営業の許可が必要だニャ! さらに無許可営業をした場合、懲役3年以下または100万円以下の罰金もしくは併科になるニャ~!

Aさん&Bさん な、なんでですって~~!?! もっと詳しく教えて! ユキマサくん!

古物商とは

古物を売買し、もしくは交換し、または委託を受けて売買し、もしくは交換することを営業とする者で、都道府県公安委員会の許可を受けた者をいいます。リサイクルショップや中古車販売業、ネットオークションなどの事業を営む場合は、古物商の許可が必要になります。申請窓口は、営業所の所在地を管轄する警察署です。なお、自分で使っていた物や、無償でもらった物を売る場合は、古物商許可は必要ありません。

古物とは

一度使用された物品、使用されない物品で使用のために取引されたもの、または、これらの物品に幾分の手入れをしたもので、古物営業法で13種類の取扱品目が定められています。

13種類の取扱品目

①美術品類	②衣類	③時計・宝飾品類	④自動車	⑤自動二輪車・原付
⑥自転車類	⑦写真機類	⑧事務機器類	⑨機械工具類	⑩道具類
⑪皮革・ゴム製品類物	⑫書籍	⑬金券類		

ゲームソフトは「道具類」、ゲーム機は「機械工具類」に分類されますので古物商としてゲームソフトとゲーム機を扱いたいなら、品目は「道具類」と「機械工具類」を選びましょう。

また、美術的価値のない絵画は、「美術品類」ではなく「道具類」という品目に当てはまりますので気をつけましょう。

許可取得後も大切なことがあります

古物商は許可を取得すれば、それで終わりではなく、古物商の標識の掲示や取引相手の確認、不正品の申告、帳簿等への記録などの義務があります。古物営業法の規制目的は、窃盗などの犯罪の防止と被害の迅速な回復にあります。そのため、日頃の営業を通じて被害品を発見したり、犯人と思われる人の情報を提供したりするなど犯罪捜査に協力することが求められます。

18 もらった車でも忘れないで車庫証明



この度、伯父さんが大切に乘ってきた憧れのビンテージカーを譲り受けることになりました。そのためにガレージの準備を進めています。

車の名義を変更するには、先に車庫証明を取得する必要があると言われました。

「自動車の保管場所の確保等に関する法律」によって、道路以外の場所に車の保管場所を確保することが義務付けられております。自動車の保管場所が確保されていることを証明する書類は、「自動車保管場所証明書」といいます。一般的には「車庫証明」と呼ばれています。

新車・中古車を問わず、次のようなときには、管轄の警察署で「保管場所証明申請手続」をしなければなりません。

- 自動車を新たに購入するとき
- 自動車の所有者が変わるとき
- 自動車の所有者の住所・事業者等が変わったとき

ただし東京都内では、桧原村、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村、小笠原村は不要です。

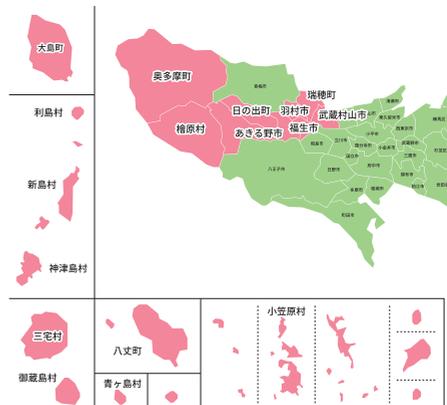
その手続きが完了した際に受領する書類のひとつが「車庫証明」です。それを自動車検査登録事務所へその他の書類と提出することによって、自動車の名義が変わったことを証する自動車検査証（車検証）と自動車登録番号標（ナンバープレート）が発行されます。

軽自動車の場合

軽自動車の場合には、一部の地域を除いて「車庫証明」は不要ですが、新車・中古車を新たに保有した場合や保管場所を変更したときは管轄の警察署で普通自動車に比べ簡単な保管場所届出手続のみを行います。

「使用の本拠の位置」※の地域によっては、上記の手続を行わなくてよい適用除外地域があります。

【適用除外地域】福生市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、大島町、八丈島町、桧原村、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村、小笠原村。



※自動車を運行の用に供する・使用する場所で保有者が自然人の場合はその住所又は居所、法人の場合はその主たる事務所又はその従たる事務所のある場所。



私の住んでいる地域にはご当地ナンバープレートがあることを知り、そのデザインが気に入ったのですが、付け替えられますか？
できる場合、平日は仕事を休むのが難しいのですが、何かいい方法はありますか？

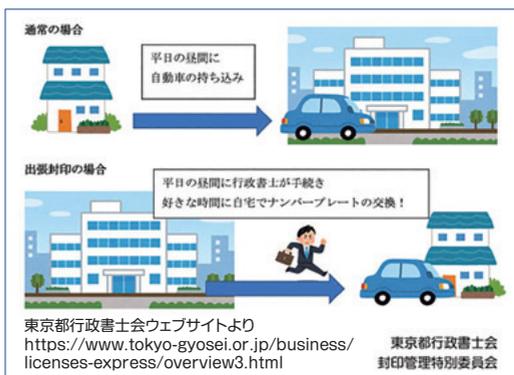


ご当地ナンバープレートは「新たな地域名表示ナンバープレート」の通称で、ナンバープレートに表示する地名について、対象市町村の区域を限って、新規の自動車検査登録事務所の設置をすることなく、独自の地名を定められるようにした制度です。2006年（平成18年）10月から開始され、その後導入地域が増加しており、地域おこしや観光客誘致を目的に実施する地域も多くみられます。地名だけでなく、地域の魅力ある風景や観光資源の図柄がデザインされたナンバープレートもあります。ナンバープレートに記される地域は、あくまでその車を使用する地域の名称です。実際には、車庫証明の「使用の本拠の位置」に書かれている地域をもとに決まりますので、自分の好きな地域のナンバープレートを付けることはできません。「使用の本拠の位置」が変わらないにも関わらず、ナンバープレートの交換が可能な場合は「汚れや破損があるとき」や「希望のナンバーに変更するとき」ですが、ご当地ナンバープレートへの交換は、それらの理由がなくても可能です。

ナンバープレートを交換しようとする場合、平日の日に車を管轄の陸運支局（自動車検査登録事務所）へ持ち込んで新しいプレートを付け、取り外せないように封印を取り付ける必要があります。平日の日に自動車を持ち込むことができない方でも、「出張封印」を利用することで、車を持ち込むこと無く、封印資格を持った行政書士が陸運支局での手続きを代行して、新しいナンバープレートを受領し、曜日や時間に関わらずユーザーの自宅（車庫等）で交換をすることが可能です。

東京都行政書士会は、国から委託を受けてナンバープレートの交換に伴う封印作業を行うことができます。

実際の作業は東京都行政書士会の研修を受けた自動車に精通した行政書士（丁種会員）が行います。



20 歩道でも道路使用許可が必要なの!?



街中の歩道上で、工事や植栽などの作業用の囲いの設置を見かけます。通行するのにも気をつける必要がありますが、そもそも歩道を勝手に使うことができるのでしょうか。

歩道も道路ですから、「道路使用許可」が必要です。許可を取らずに道路使用をすると、警察に中止を求められることがあります。

※マンションの大規模修繕で足場を立てたり、一定期間使用する場合は「道路占有許可」も必要です。

「道路使用許可」とは、例えば建設工事等で車を路上に停車させて資材をおろすなど、それが他の交通の妨げになる場合に、警察に申請し道路の使用許可をもらうことをいいます。

「道路交通法」では、「道路」でやってはいけないこと（禁止行為）が決められています。例えば、信号や標識に類似した工作物や、信号や標識の邪魔になるような工作物を設置したり、交通の妨害となるものを設置することはもちろんだめです。また、交通の妨害となるような方法で寝そべること、座ること、立ち止まること、さらには、酒に酔って交通の妨害となるような程度にふらつくことも禁止行為とされています。交通量の多いところでの、ボール遊び、スケートボードなどもそうです。

道路使用許可を取ればできることもあります。許可対象としてよく目にするものは、工事や作業、広告板などの工作物の設置、露店の出店の他、お祭りやマラソン大会などがあります。

また、マラソン大会のように道路全面を使用する場合は、警察と相談して通行止め等の関連対策がなされることになっています。

ちなみに、歩道でティッシュを配る場合にも、あらかじめ警察の許可が必要となります。

オフィス街のビル敷地内でキッチンカーなどを見かけますが、この場合は警察に「道路使用許可申請」をするのではなく、その敷地のオーナーの許可をとる必要があります。

※キッチンカーについては、16～17ページをご覧ください。



21 超レア！電車を運ぶ特殊車両

トレーラー



電柱、橋桁、電車の車体、ビルの鉄骨、建設機械や風力発電の羽、人工衛星のロケットなどは、そのもの自体を小さくしたり分割したり重量を軽くしたりすると、本来の強度や精度が保てなくなります。このような大きなものを運ぶ際のトレーラーや、一定の重さや大きさを超えるクレーン車などが特殊車両と呼ばれます。

国民の大切な財産である道路は、一定の重量・寸法（以下「一般的制限値」という。）の車両が安全・円滑に通行できるよう設計されています。一般的制限値を超える車両は、道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれがあるため、原則として通行することはできません。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定められています。

下記の寸法や重量の一般的制限値を1つでも超える場合は、国や都など道路管理者の「通行許可」または「通行可能経路の確認の回答」が必要です。

車両の一般的制限値（最高限度）

寸 法	幅	2.5メートル
	長 さ	12.0メートル
	高 さ	3.8メートル（高さ指定道路は4.1メートル）
	最小回転半径	12.0メートル
重 量	総重量	20.0トン（高速自動車国道及び重さ指定道路は25.0トン）
	軸 重	10.0トン

鉄道車両は一車両当たりの重さが車両によっては数十トンに達する超重量物で、鉄道線路ではなく道路を使用し、運ぼうとする場合には荷主、運送事業者等またはその代理人（行政書士等）が「特殊車両通行許可」を申請し、許可を受けます。

許可後に一般道などを使って目的地まで輸送する際には、一般車両の交通量が少ない深夜帯に行われることがほとんどです。一車両当たりの長さが18～24メートルもあるので、カーブ時の内輪差が大きく生じるため、その都度対向車を誘導・停止させる作業が発生するなど、一般的な貨物の輸送とは大きく異なります。輸送時の走行速度にも限界があり、ゆっくりとした速度で目的地まで運ばなくてはならず、通常の輸送よりも時間が掛かります。

自衛隊の特殊車両通行通知

自衛隊が装甲車など特殊な仕様の自動車で公道を通行する場合に、事前に道路管理者に行う通知であり、1.自衛隊法で定められた出動や派遣の場合、2.演習や観閲式など、自衛隊が行う教育や訓練、3.部隊の編成や配置に伴う車両の移動などの際に民間では申請と許可になっているのに対し、自衛隊は通知となっている点が異なり、緊急を要する場合は電話でも通知を行うことが可能となっています。

22 ドローンで迫力のある映像を撮りたい!



ドローン、ラジコンなど構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作や自動操縦により飛行させることができるもの（100g未満の重量※のものを除く）は航空法の規制対象となり、自由に飛行させるにはさまざまな申請をする必要があります。

100g未満の重量のものでも、空港等周辺や、150m以上の空域で飛行させることは、「航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為」として、飛行許可が必要となる可能性があります。

※機体本体の重量とバッテリーの重量の合計。

ドローンと言えばCMや映画の撮影などで身近な存在となりつつあります。ドローンを使用して撮影した映像を見ると、まるで鳥になって大空から景色を見ているようで大変魅力的ですね。

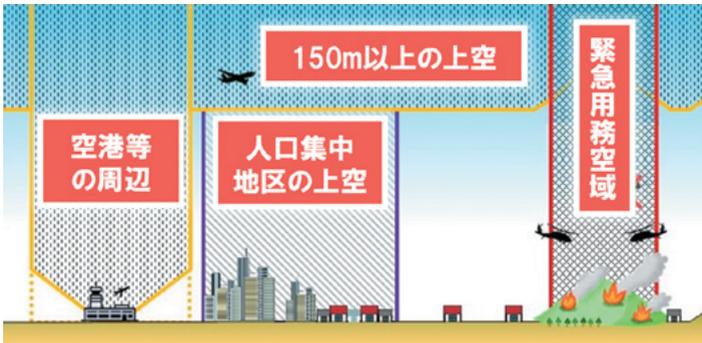
その他にも農薬や肥料の散布、橋梁や鉄塔の保守点検、物資や薬の運搬など、さまざまな分野で活躍しています。

さて、自分でもドローンで撮影をしたい! と思った時、いつでも好きな場所で自由に撮影していいでしょうか? 答えはNOです。

ドローンを飛行させるには、国土交通大臣の許可・承認を取らなければならない場合があります。それは禁止区域での飛行と、禁止されている飛行方法をする場合が該当します。

無人航空機の飛行許可が必要となる空域

国土交通省ウェブサイトより https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html



禁止されている飛行方法

国土交通省ウェブサイトより https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html



その他にも国の重要な施設等(国会議事堂、内閣総理大臣官邸、最高裁判所、皇居等)の敷地・区域の上空、周囲おおむね300mの上空は飛行禁止であり、これらのエリアで飛行させる場合は都道府県公安委員会等への事前通報が必要です。

逆にいえば、それらに該当しない場所であれば無許可で飛ばせることとなりますが、都市部であれば「飛行禁止空域」である「人口集中地区」にほぼ該当しますが、関係しない人や第三者の物件から30m以上の距離を保つという条件をクリアするのは難しいでしょう。

飛行禁止空域

国土交通省ウェブサイトより
<https://www.mlit.go.jp/common/001303817.pdf>



①～④の空域で飛行させたい場合には、国土交通大臣の許可が必要です。詳細は国土交通省航空局HPへ!
 ※空港周辺、150m以上の空域、DID(人口集中地区)上空等の飛行許可(包括許可含む。)があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。



※国会議事堂、首相官邸、危機管理行政機関、最高裁判所、皇居・御所、政党事務所等

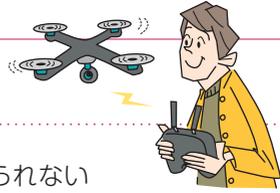
①、⑤～⑧の施設の周辺で飛行させたい場合には、施設管理者等の同意や都道府県公安委員会等への事前通報が必要です。詳細は警察庁HPへ!

レベル4飛行解禁 /

2022年12月5日から、無人航空機の新制度が開始され、有人地帯での補助者なし目視外飛行を指す、レベル4飛行が可能となりました。これによりスタジアムでのスポーツ中継や、市街地・山間部・離島などへの荷物配送、災害時の救援活動・救援物資輸送・被害状況の確認などができるようになりました。

レベル4飛行解禁によりドローン活用が大幅に広がって、私たちの生活の中で当たり前のようにドローンが飛行している未来がくるかもしれません。

山の絶景をドローンで撮影したい!



ドローンの魅力は、人があまり足を踏み入れられないところからの撮影もできることです。

例えば山岳地帯で撮影する場合はどうでしょうか。もし飛行許可・承認を得る必要がなかったとしても、所有者に無断でドローンを飛行させることはできません。所有者が誰かによって手続きや方法は異なりますが、いずれも所有者または管理者への相談なしに勝手に飛行させることはできません。

山林が「国有林」の場合、所管の森林管理局に入林届を提出します。

都道府県や市区町村が管理している「公有林」は自治体によって手続きがさまざまなので、各々の役所に問い合わせ、相談するところから始めます。「私有林」の場合、所有者を特定させ、個別に相談し許可をもらう必要がありますが、1つの山に複数の所有者が混在しているケースがあり、大変難しい作業になるかもしれません。

飛行許可・承認をとることができ、所有者・管理者から許可を得たとしても、撮影時には人や駐車場、駅、神社、仏閣、民家などプライバシーに関わるものが写りこむ可能性のある場合は配慮が必要です。また、空撮映像を許可なくインターネット上にアップすることで、プライバシーや肖像権の侵害となってしまう可能性があることにも注意が必要です。

いろいろな手続きや関係各所への相談が必要だったり「大変そう…」「無理そう…」と思った場合は専門家へご相談ください。きっと頼りになるかと思います。

ドローンに関わる法令の目的は、安全の確保です。しっかりと法令や規則を守り、魅力的な動画撮影などを楽しんでください。

23 自分の会社で運送業を始めるにはどう



一般貨物自動車運送事業経営許可を会社で取得する必要があります。
一般的にトラックを使用して物を運ぶ事業は「運送業」と言われますが、お客様からの依頼を受けて、有償で、荷物を運ぶ場合には許可が必要になります。「依頼を受け、有償で」が要件になりますので、例えば自社の製品を取引先にトラックで輸送する場合には「自家用」となり許可は不要です。

※軽貨物自動車(軽トラ等)を使用する場合には貨物軽自動車運送事業経営の届出が必要になります。

一般貨物自動車運送事業の新規経営許可申請手続きの手順

1. 公示（許可基準）の要件を満たす事業計画を立てる

基準は大きく分けて営業所、車両数、事業用自動車、車庫、休憩・睡眠施設、運行管理体制、資金計画、法令遵守、損害賠償能力に分けられ、項目毎に細かな基準が定められています。

2. 申請書を作成し、必要書類と併せて管轄する運輸支局の担当窓口（輸送部門）に申請

必要書類は、会社、役員、車両、営業所、車庫、運行管理者、整備管理者等に関する証明書など多岐にわたります。

3. 法令試験

役員法令試験の出題数は30問で、8割（24問）以上正解で合格。

4. 許可書発行後の各種届出等

法令試験に合格し申請内容に問題がなければ許可書が発行されますが、その後も登録免許税の納付、車両の登録、運行管理者選任届、整備管理者選任届など必要な手続きがあります。

5. 運輸開始（許可から1年以内）後の手続き

- 運輸開始届出書（運輸開始から30日以内に運輸支局の輸送部門に提出）
- 運賃料金設定届出書（運賃設定から30日以内に運輸支局の輸送部門に提出）

6. 事業報告書、事業実績報告書

毎年定められた提出期限までに、上記報告書を、関係書類と併せて管轄の運輸支局へ提出する必要があります。

令和6年4月からトラックドライバーの新しい労働時間規制が始まりました。

時間外労働時間の上限規制（年960時間）に加えて1年、1か月、1日の拘束時間、休息期間等が厳しく規制されます。また長時間の荷待ちが疑われる場合は、労働基準監督署から荷主等に対して「要請」が行われます。

改善基準告示とは？

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）は、トラックドライバーの労働時間等の労働条件の向上を図るため、労働基準法では規制が難しい拘束時間（労働時間＋休憩時間）や休息期間（勤務間インターバル）、運転時間等の基準を定めたもの（厚生労働大臣告示）です。

令和4年12月に改正され、令和6年4月から新しい告示が適用となり、遵守できないトラック運送事業者は行政処分の対象になりますので気をつけましょう。

24 自分の車でタクシー事業はできますか？

都市型ハイヤー



タクシー事業は、正式名称を「一般乗用旅客自動車運送事業」といって、道路運送法等にもとづく許可が必要になります。

このタクシー事業は、現在、需給規制の一環で主に都市部での新規参入や増車はできませんが、「都市型ハイヤー」及び「介護タクシー」については、新規の申請が可能です。

最近話題のライドシェアは、「都市型ハイヤー」とは異なり、自家用車を使ったサービスなので、考慮の余地があるかもしれません。

都市型ハイヤーとその他ハイヤーの違い

	都市型ハイヤー	その他ハイヤー
営業区域	都市部のみ（首都圏、関西圏など）	タクシーと同様（特定地域などの制限あり）
最低利用時間	2時間以上	制限なし
主な利用シーン	ビジネス利用、観光、空港送迎など	1日貸切、役員運転手、月極契約など

都市型ハイヤーは、インバウンド需要に対応するために導入された新しいシステムです。どちらのハイヤーも、街中でお客様を乗せることはできないので、事前に予約が必要です。

「タクシー」と「ハイヤー」の違い

「タクシー」とは、駅や道などでお客さんを乗せ、乗車場所からの移動距離で料金が算定されます。

「ハイヤー」とは、完全予約制で、契約にもとづいて営業所から出庫して帰庫するまでの全区間で料金が算定されます。メーター制を適用していないため、タクシーメーターは搭載されていません。

日本版ライドシェアが始まりました

日本版ライドシェアとは、地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため2024年4月から日本で始まった新しい交通サービスで、これまで自家用車を使った有償の旅客運送は禁止されていましたが、タクシー事業者の管理のもと、特定の条件下でライドシェア（一般の人が自分の車を使って、他の人を目的地まで送るサービス）が認められるようになりました。

特に大都市部ではタクシー配車アプリのデータを活用し、営業区域ごとにタクシーが不足する時期、時間帯及び不足車両数を特定して運行する制度となります。この事業を行うためには「自家用自動車有償運送許可」が必要です。

この日本版ライドシェアは、地域交通の活性化に貢献する可能性がある一方で、安全性や既存の交通機関との競合など、課題も抱えています。今後の制度設計や運用状況が注目されます。

25 人の荷物を預かるのなら倉庫業

トランクルーム



事務所に書類などが増えて手狭になってくると、書類の整理をしたくなります。あるいはご自宅で季節家電がスペースをとって邪魔になったなど、今すぐには使わないけど、捨てるわけにはいかないなどの理由があったとき頼りになるのがトランクルームです。必要になったときに出し入れができ、空調なども整っていらっしゃることなしです。私たちの大切な物品を預かってもらうのですから、しっかりと保管できる施設にお願いしたいものです。こうしたニーズを満たすため、トランクルームなど倉庫業をはじめするにはいくつかの要件があります。

倉庫業とは、当事者の一方がある物を保管することを相手に委託し、相手方がこれを承諾することによって成立する契約に基づいて、お客様の物品を倉庫に置いて保管する事業です。国土交通省の登録を受ける必要があります。登録にあたっては、次の拒否要件にあたらなければならないようにしましょう。その他に、契約内容を取り決めた倉庫寄託約款の届出も必要になります。

登録拒否要件

申請者の欠格事由	申請者が1年以上の懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるときなど
施設設備基準	倉庫の土地または建物の所有権その他の使用権原を有しない、建築基準法に違反しているなど
倉庫管理主任者	倉庫管理主任者には、倉庫管理業務についての実務経験があるなど一定の要件を満たしたものを選任しなければならないが、要件を満たした者がおらず選任できないとき

倉庫業は皆様の物品を預かるのですから責任は重大です。登録にあたっては、倉庫の施設設備基準が厳しく、火災防止設備ひとつとっても、倉庫は耐火性能または防火性能を備えていなければならない、消火器具の設置も必要です。その他、倉庫の軸組みや外壁構造の基準もあり、専門的な知識が必要になります。

認定トランクルームって？

トランクルームが、定温、定湿、防塵、防虫であるなど一定の性能に適合すれば、国土交通大臣から優良である旨のトランクルームの認定を受けることができます。認定されると「認定マーク」を営業所に掲示できるので、利用者からの信頼につながります。



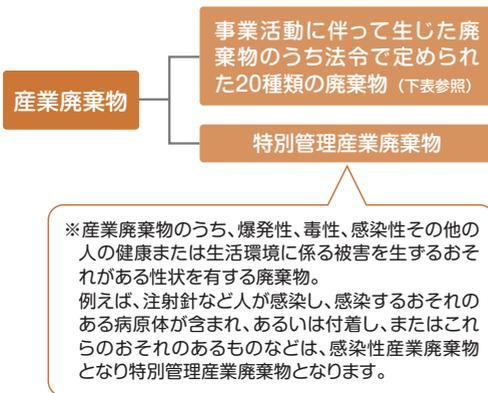
26 ごみの運搬にもルールがあるよ

産業
廃業



工事現場でダンプ車にフレコンバッグなどを積んでいるのを見かけることがあります。あるいは車を運転しているときに、目の前のトラックががれきを積んで走っているのを見かけることもあります。ごみを運んでいる車をよく見ると車体の両側面に、産業廃棄物収集運搬車、会社名、番号などが、表示されています。これらは産業廃棄物収集運搬業の許可を取得していることを示しています。ごみの処理にはルールがあり、運搬する際には、許可を取得する必要があります。

産業廃棄物の収集または運搬及び処分を業として行う場合には、産業廃棄物処理法により、その区域を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければなりません。ちなみに産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物で、木くず、金属くず、繊維くずなど20種類に分類されています。つまり、この20種類以外は該当しません。



フレコンバッグ

産業廃棄物の種類			
①燃え殻	②汚泥	③廃油	④廃酸
⑤廃アルカリ	⑥廃プラスチック類	⑦紙くず	⑧木くず
⑨繊維くず	⑩動植物性残さ	⑪動物系固形不要物	⑫ゴムくず
⑬金属くず	⑭ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		⑮鋸さい
⑯がれき類	⑰動物のふん尿	⑱動物の死体	⑲ばいじん
⑳以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの			

許可を取得するにあたっては、産業廃棄物を運ぶのですから、運搬する産業廃棄物が飛び散ったり、悪臭が漏れたりするおそれのない運搬車と容器が必要になります。運搬車にはダンプ車などが、容器にはドラム缶やフレコンバッグがあります。

その他に、収集運搬業務を適切に行うには、専門知識が必要になります。扱い方によっては環境汚染などにつながる場合がありますので、会社の代表者または役員等が業の種類に応じた講習を受けていることも必要です。



ビルや道路などは、私たちの社会や生活を支える基盤であり必要不可欠なものです。建設にあたって手抜き工事などをされては工事を発注した方も利用する私たちも困りますので、欠陥のある工事を防止するとともに、適正な施工を行ってもらう必要があります。

建設業法では、適正な施工を行うために、工事現場には専門技術を備えた者を配置し、工事の施工計画の作成や工程管理、品質管理などを行うことなどを定めています。

建設業は経済と密接に結びついた重要産業なので基幹産業として発達させる必要もあります。これらの目的を達成するための手段のひとつとして建設業の許可制度があります。

街を歩いていると、ビルの建築・解体、道路の舗装など、工事を行っているのを見かけます。建築工事業などを請け負う事業を建設業といい、建設業許可が必要となります。建設業許可は工事の種類によって取得する許可が異なっていて、その数は29種類もあります。建設業許可は、原則500万円以上の工事を請け負う場合に必要となります。この500万円というのは、税込みの金額なので注意が必要です。

建設業の種類 (主なもの)

- 土木一式工事
- 建築一式工事
- 大工工事
- 左官工事
- 石工事
- 屋根工事
- 電気工事
- 管工事
- とび・土工・コンクリート工事
- タイル・レンガ・ブロック工事 など

建設業許可を取得するためには、経営についての経験がある者と、工事を請け負う契約を結び履行するための専門的な知識を持った者がいなければなりません。このような人材がいがないがために許可を取得できないことは少なくありません。他には、工事をするには、資材を買ったり、労働者を集めたりするので、ある程度の資金を確保していなければならない、さらには、申請者が一定の法律に違反していないなどの要件を満たす必要もあります。また、建設業の従事者が、安心して働けるよう原則として社会保険の加入も要件になっています。



28 不動産屋さん、みんな持ってる宅建業免許



マンションやアパート、事務所を借りるとき、あるいは買うとき、不動産屋さんを通して、契約（賃貸借契約、売買契約など）を結ぶのが一般的です。自分で物件を見つけ、大家さんを探し出し、直接交渉するというケースはあまりないかと思います。誰もが一度はお世話になったことがある不動産屋さんですが、不動産屋さんを始めるにはどうしたらよいのでしょうか。

不動産屋さんの店頭に張り出されている物件情報を見て、気に入った物件を見つけて、話を聞き、下見をして、契約と、多くの方が経験していることと思います。これから暮らしていく部屋や事務所を選ぶのですから、慎重に検討することでしょう。その際に、不動産屋さんが頼りになります。

不動産の売買や仲介に携わる事業を行うには宅建業（宅地建物取引業）免許が必要になります。ちなみに不動産の管理や賃貸のみを事業として行う場合には、宅建業免許は不要ですが、賃貸借の仲介・代理事業を行う場合には宅建業免許が必要になります。

宅建業免許を取得するためには、次のような要件があります。

欠格事由に該当しないこと	過去に宅地建物取引業の免許を取り消されていないこと、禁固以上の刑または宅地建物取引業違反等により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合など
事務所の形態が整えられていること	継続的に業務を行うことができる施設で、事務所として独立した形態を備えていること
宅地建物取引士を設置していること	1つの、事務所において「業務に従事する者」5名につき1名以上の専門の宅地建物取引士を設置する

不動産を借りるときに重要事項を説明してくれるのが宅地建物取引士です。一般の方は不動産や法律の知識が少ないので、取引が問題なく行われるために、専門知識を備えた宅地建物取引士が設置されています。その他、免許の取得にあたっては、営業保証金の供託があります。供託金は本店のみならず、1,000万円を供託しなければなりません。宅地建物取引業保証協会に、60万円の弁済業務保証金分担金を支払えば、1,000万円の供託金は支払う必要はありません。これらの要件などをみだして、不動産屋さんを始めることができます。





旅行では、素敵な景色との出会いや、

様々な人々との出会いなど、いろいろな経験が得られます。

そんなあなたの旅の企画や手配、そして相談などに応えてくれるのが旅行業者です。

旅行業者になるには、旅行業の登録が必要です。登録には、事業計画など多くの書類と多額の保証金が必要となります。

旅行業者は、業務の範囲により、下表のように区分されています。この他、観光圏内限定旅行業者代理業制度や旅行サービス手配業もあります。

旅行業務では、多額の代金を扱います。そこで、旅行者を保護するために、旅行業法では、営業保証金や弁済業務保証制度を用意しています。

旅行業等の区分		業務範囲※1				主な登録要件	
		企画旅行			手配旅行	営業保証金 ※2	基準資産 ※3
		募集型		受注型			
		海外	国内				
旅行業者	第1種	○	○	○	○	7,000万 (1,400万)	3,000万
	第2種	×	○	○	○	1,100万 (220万)	700万
	第3種	×	△(※4)	○	○	300万 (60万)	300万
	地域限定	×	△(※4)	△(※4)	△(※4)	15万 (3万)	100万
旅行業者代理業		旅行業者から委託された業務				不要	—

※1 業務範囲について

募集型企画旅行：旅行業者が予め旅行計画を作成し、旅行者を募集するもの ex：パッケージツアー

受注型企画旅行：旅行業者が旅行者からの依頼により旅行計画を作成するもの ex：修学旅行

手配旅行：旅行業者が旅行者からの依頼により宿泊施設や乗車券等のサービスを手配するもの

※2 旅行業協会に加入している場合、営業保証金の供託に代えて、その5分の1の金額を弁済業務保証金分担金として納付（カッコ内が弁済業務保証金分担金の金額）。また、記載された金額は年間の取扱額が最小の区分の場合であり、取扱額の増加に応じて、供託すべき金額が加算。

※3 旅行業の登録に当たり、行政庁は、申請者が事業を遂行するために必要な財産的基礎を有することを確認する。

※4 隣接市町村等

出典：観光庁ホームページ (https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/ryokogyoho/ryokogyohogaiyo.html) を加工して作成

旅行業法では、旅行業者等には、営業所ごとに、一人以上の「旅行業務取扱管理者」を選任し、取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性、その他公正な取り引き、旅行の安全及び旅行者の利便の増進を確保するため、必要な事項の管理監督に関する事務を行うことを義務付けています。

この試験、かなりの知識を要求されますから相当の努力が必要です。また、試験に合格した後も定期的に講習を受講するなど後の努力も必要です。

「旅程管理主任者制度」や「旅行サービス手配業務取扱管理者制度」というのもあるニャ〜



30 「医療法人」ってなに？



何かとお世話になることが多いかかりつけの診療所。その診療所を開設しているのは「医療法人」ですか？「開業医（個人）」ですか？ 普段は気にすることも少ない、法人・個人ですが、実は大きな違いがあります。

あなたのかかりつけの診療所はどちらでしょうね？

医療法において、医業を行うための場所を病院と診療所とに限定し、病院と診療所との区分については、病院は20床以上の病床があるもの、診療所は病床がないもの又は19床以下の病床があるものとしています。

「病院」の開設には、設備等の要件を満たし、開設地の都道府県知事の許可が必要となっているため、個人での開設は少ないですが、「診療所」の開設については、医師登録者が個人で診療所を開設する場合、開設の届出をすれば開業できるので、診療所は個人で開設するケースが多くなっているようです。ちなみに、東京都の令和4年医療施設（動態）調査の統計によると都内には26,014の医療施設がありますが、そのうちで開設者が個人となっている施設は全体の約63%です。

法人と個人の違いの例として、個人開業の診療所を親子間で引き継ぐ場合は、子が新たに開設届をすることになります。一見簡単そうですが、施設の物件・医療機器などを譲渡・贈与したり、看護師との雇用契約をやり直したり、実に多くの手間がかかります。また、親の死亡による引き継ぎの場合は、親の診療所は廃院となり、子が新たに開設することになります。相続手続きが完了するまでは閉院しなければならず、診察を再開するまでの期間が長くなることも考えられます。

他方、医療法人が開設した診療所であれば、施設の開設許可、物件・医療機器の名義、看護師や取引先との契約を「法人」が行っていますので、親子間でも引き継ぎの時の主な手続きは理事長の変更のみで、閉院しなくても診察を安定的に継続することができます。

「開業医」から「医療法人」に変更する場合は、手続きが必要となります。東京都の場合、医療法人の設立申請は年2回となっていますので、設立のスケジュールや手続き等について、行政書士等の専門家とよく調整して行われるケースが多いようです。



31 輸入化粧品の販売だけでも許可がいる!?



※写真はイメージです。実際の容器には製品に関する情報の表示が必要です。

化粧品は、顔などデリケートなお肌につける商品です。そのため、実際に製造することなく輸入販売をする場合においても、「化粧品製造販売許可」を得て、徹底した品質管理等を行い、成分表示や広告上の厳格な規則を守って販売する必要があります。

ちなみに、海外製の化粧品の個人輸入は、自己使用の目的に限り認められており、個人輸入した化粧品の他人に販売することはできません。

化粧品等の個人輸入の場合は、原則として、地方厚生局に必要書類を提出し、営業のための輸入でないことの証明（輸入確認証）を受ける必要がありますが、一定の範囲内（下表）については特例的に、税関の確認を受けたうえで輸入することができます。

個人輸入の特例、抜粋

- 化粧品：1品目24個以内
- 医薬品及び医薬部外品：2カ月分以内（処方せん医薬品は1カ月分以内）
- 外用剤（処方せん医薬品は除く）：1品目24個以内
- 家庭用医療機器（電気マッサージ器など）：1セット
- 使い捨て医療機器（使い捨てコンタクトレンズなど）：2カ月分以内

当然この場合、輸入者自身が自己で使用することが前提ですので、輸入した化粧品・医薬品等を、ほかの人へ売ったり、譲ったりすることは認められません。ほかの人の分をまとめて輸入することも認められていませんし、海外から持ち帰る場合も同じです。

では、輸入した化粧品を販売・授与するためには、どうすればよいのでしょうか。

海外から輸入した製品を販売等する場合、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」に基づいて、化粧品製造業許可（許可区分：包装・表示・保管）、化粧品製造販売業許可が必要です。輸入した化粧品を保管するだけでも化粧品製造業許可が必要です。また、許可後には取り扱う化粧品ごとに届出も必要です。

お気に入りの化粧品を輸入して販売したいと思ったら、まずは医薬品医療機器等法に詳しく、経験豊富な行政書士にご相談ください。



32 大きくなったら社長さんになりたい



子どもの頃、「大きくなったら何になりたい?」と聞かれて、「社長さん!」と言ったことがある方もいるのではないのでしょうか。

社長さんにもいろいろあって、所属する会社の中でしっかりと実績を積んで社長まで上り詰める人、外部から社長に抜擢される人、親族から受け継いだ会社の社長になる人など様々ですが、一番思い通りの事業を手がけられるということから、自分で会社を設立して社長になる、というのが一般的になってきました。

会社を設立するには、必ず定款が必要です。

定款というのは会社の憲法とも言われていて、そこには「会社名」や「本店所在地」「会社の目的」「役員に関すること」など、その会社ごとの必要な事項を記載します。どんな会社も定款を作成せずに設立することはできません。

この定款ですが、以前は紙で保管するしかなく、火災等で消失してしまったり、移転の際に紛失してしまったりすることもあったようですが、近年は電子定款が普及してきたことにより、このような事故は減ってきているようです。

電子定款というのは、定款を電子データで保管できるようにしたもののことです。設立定款を電子ファイルで作成したものや、紙で保管されている定款を議事録に基づいて最新の状態に更新した電子ファイルを作成したものです。

株式会社設立の際は、公証役場で公証人に定款の認証を受けなければならないのですが、紙の定款で認証を行う場合には、わざわざ公証役場まで足を運ばなくてはならない上に、印紙税の4万円がかかります。

それに対して、電子定款の場合には公証役場に行かなくてもオンラインで申請することができますし、紙の定款と違い印紙税がかかりません。

さらに、1箇所ではなく色々な媒体で複数保管することができるので、紛失や消失の危険を軽減することができるということもありますし、許認可の申請や、銀行等に定款の提出を求められたときに、準備しやすくなります。

しかし、自分で会社設立の電子定款認証を行うには、電子認証局との契約、必要なソフトの購入やインストールなど、電子署名を行うための費用や準備が必要なので、思った以上に時間もお金もかかりますので、専門家にご相談することをお勧めします。



33 補助金もらいたいけどどうすれば



補助金といえば、「何かお金がもらえるもの。」という認識はお持ちだと思います。

「同じ商店街のお店が補助金を使ってお店を改装したらしい。」なんて噂を聞くと、自分も補助金を貰いたいと思うけど、どうすればいいのかわからないという方も多いのではないのでしょうか。

そもそも補助金というのは、誰が何のために誰にお金をくれるのでしょうか。

補助金というのは、国や自治体が、その政策目標を実現するため、様々な分野で事業者をサポートするための制度なので事業者のやりたいことが政策目標に合っていれば、補助金を受けられる可能性があります。

ただ、補助金は融資と違って返済の必要はありませんが、厳しい要件が設定されているので、申請したとしても、必ず補助金がもらえるとは限りません。

しかも補助金は専用サイトなどを、こまめにチェックして該当するものを探し出さなければいけませんし、もし見つけたとしても申請期間が短いものが多いので、必要書類を準備したり、申請書類を作成したりと、かなりの労力を費やすことになります。

該当する補助金を見つけたら、まずは専門家に相談してみると、効率よく申請を進めることができるかもしれません。

そして、審査に通って補助金決定の通知を受けることができたとしても、事業費の全額を補助されるわけではありませんし、前もってお金を受け取れるわけでもなく、一旦は自己資金で事業を進めることになるので、まずは事業費の全額を準備する必要があります。事業が完成したら、国や自治体の方式に従った実績報告を行い、申請通りの事業が行われたかどうかの審査を受け、それをクリアすることで初めて補助金を受け取ることができます。

補助金を受けた後も、数年にわたって実績報告をしなければならないものもあります。やはりお金をもらうということは、簡単ではありません。

しかし、国や自治体もしっかりと予算を取って事業者を支援しようとしているので、機会があれば積極的にチャレンジしてみたいはいかがでしょうか。

間接的に補助金を受けている？

日が暮れてからの帰り道を明るく照らしてくれる街路灯や、事故があったときなどに証拠となる映像を残す防犯カメラは、設置だけではなく月々の電気代も含めて、そのエリアの町会や商店街が補助金を受けて運営していることが多々あります。

自分は補助金に縁がないと思っていても、意外なところでお世話になっているかもしれませんね。

34 障がいのある人が、社会で活躍する場を

障がい者施設



長男に障がいがあります。一般企業での就労は難しそうですが、
まじめで根気強く、働きたい気持ちも強いです。

先日知人から「多くの民間の会社が、障がいのある人たちが得意
なことを活かして働ける事業所を運営している」と聞きました。
私は会社を経営しているので、ぜひ長男や同じような方が活躍
できる場作りをしたいです。

障がいのある人たちには、生活の中でいろいろと困りごとがあります。

それらを解消するため、「障害者総合支援法」に基づき、訪問・入所・就労・居住支援・相談支援など、多くの障害福祉サービスがあります。

なかでも、障がいのある人がその特性を活かしながら社会で活躍する就労の場として、最近注目されているのが「就労継続支援B型事業所」です。

「就労継続支援B型事業所」とは、障がいや難病のある人が利用できる障害福祉サービスのひとつです。一般企業や「就労継続支援A型事業所」との違いは、利用者が事業主と雇用契約を結ぶことなく、就労の訓練や支援を受けながら、体調や特性に応じて柔軟な働き方ができる、という点です。

「半日のみ、週二回なら働けそう」「ゆくゆくはA型事業所や一般企業で働きたい」などといった気持ちの方が主に利用します。利用者は雇用契約を結びませんが、**生産活動**と呼ばれる労働の対価として、「工賃」を受け取ります。

就労継続支援B型などの障害福祉サービス事業所を開業するためには、定められた要件を満たして行政の「指定」を受ける必要があります。まず、**法人でないと、この「指定」が受けられません**。個人経営の場合は経営者が亡くなると事業が終了してしまいますので、それでは利用者が困るためです。

また、**一定数の資格や経験がある職員の配置が必要**といった「**人員基準**」や、「**設備基準**」「**運営基準**」といった**要件**もあり、「指定」を受けるのは決して簡単ではありません。しかしながら、障がいのある人が働くことで、「よこばれている」「役に立っている」という実感を持って暮らしていくことができる社会的意義の高い場づくりであり、事業主にとっての深刻な人手不足を解消する貴重な戦力を確保できるといった点で注目されています。

生産活動ってどんなものがある？

細分化された作業が主となりますが、障害特性から向いている作業も多く、多岐にわたる分野で活躍しています。

- ・データ入力
- ・パンやお菓子作り
- ・ドリップバッグコーヒー製作
- ・農作業
- ・ワイナリー（手摘み・醸造）
- ・シイタケ栽培（刺激を与えて大きく成長させる）
- ・回収した古本をきれいにする
- ・Eスポーツ関係
- ・アニメやゲームのキャラクターを描く…など

35 理想の保育園をつくりたい

保育園



少子化といわれ子どもの人数が減っているにもかかわらず、私の友人が「なかなか希望する保育園に入園できない。理想の保育園を自分で作れたらいいのに・・・」と嘆いていました。

保育園※を開設するには、さまざまな行政のハードルを乗り越えていかなければなりません。保育園の形態によって認可の要件や基準は異なり、複雑で分かりにくい認可申請の問題などがありなかなか大変です。

※児童福祉法上では「保育所」が正式名称です。

保育園の利用申込を済ませて、保育の必要性が認定されているにもかかわらず利用できていない子どものことを待機児童といい、その数は自治体によるさまざまな対策や就学前人口の減少などによりピークであった平成29年から減少傾向にあります。ただ、待機児童にカウントされていない潜在的待機児童が多く存在するのも事実です。

潜在的待機児童とは入園できる保育園はあるけれども、「開園時間が遅く、始業時間に間に合わない」「兄弟で同じ保育園に通わせたい」などの理由から、特定の保育園に空きがでるまで待っているケースです。この場合待機児童としてカウントされないのが現状で、まだまだ保護者の保育ニーズとの間に溝があると言えます。

保育園といってもその種類はさまざまであり、大きく2つに分けると、認可保育所と認可外保育施設に分けられます。認可保育所には補助金が交付されますが、その設置は原則公募制であり、設置枠数や要件等も細かく決められています。厳しい基準の全てをクリアし、自治体との協議を経て認可された保育園のみ認可保育所として開業できるのです。

認可保育所の運営費は大部分が公費でまかなわれているため保育料は比較的安価で、居住地域、世帯所得や子どもの年齢などによって決定されます。

一方、認可外保育施設には補助金がないものの、設置のハードルは低く、経営の自由度や開業のしやすさがあります。保育料が高額になる傾向がありますが、保育の自由度は高く、延長保育や夜間・休日保育などにも対応しやすいことがメリットです。「認可外」とはいても、児童の安全確保等の観点から、「認可外保育施設に対する指導監督要綱」に定める基準を満たす必要があり、東京都の場合、都が行う指導監督（報告徴収、立入調査など）の対象となります。

認可外保育施設の例

認証保育所…東京都が独自に創設した制度。認証されれば東京都からの補助金を受けられる

院内保育所…病院で働く医療従事者の子どもを預かるための保育所

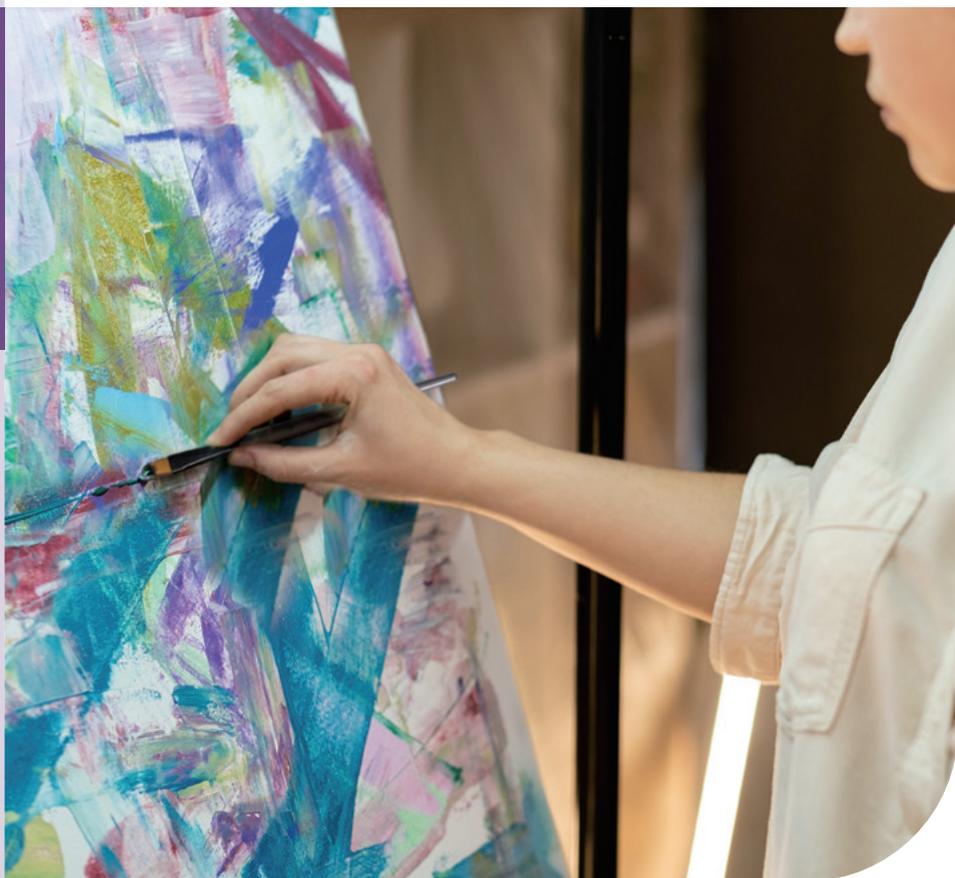
企業主導型保育施設…企業が主に自社で働く社員のために設置する保育所

居宅訪問型保育…保護者等の委託を受けてその居宅等において保育サービスを行うもの（ベビーシッター）

幼稚園類似施設…国が定めた基準を満たしておらず、幼稚園とは認可されていない施設であるものの、教育的な面など幼稚園と変わらない施設

36 自分の著作権と他人の著作権

著作権



作文や絵など、自分の考えや気持ちを作品として表現したものを「著作物」、著作物を創作した人を「著作者」といいます。「著作権」は、著作者または著作者から権利を譲り受けた人が、他人にその著作物を無断で利用されない権利です。

著作権は、作品を作った時点で自然に発生しますので、**自身の作品の著作権を得るために特別な手続きは必要ありません。**

他人の著作物を利用したいときには、事前に著作者または著作者から権利を譲り受けた人（権利者）の許諾が必要です。しかし、国や地方公共団体が作成した著作物を利用する場合には特に許諾を得る必要はありません。また、自分の著作物の中で他人の著作物を「引用」する場合も許諾はいりませんが、引用される部分を必要最小限にすることや、引用した著作物について元の著作物を特定できるように題名や著作者名を記載して「出所の明示」をすることなどがが必要です。

では、**権利者が誰かわからない著作物を利用するにはどうすればいいのでしょうか。**

著作権者不明の場合、公表又は相当期間にわたり公衆に提供されている著作物で、相当な努力を払っても権利者と連絡できないときは、「著作権者不明等の場合の裁定制度」というものがあります。

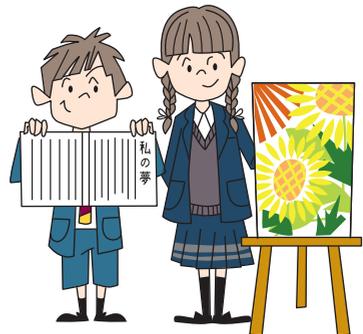
権利者が不明ですので、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受けて、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより利用できるようになります。

これは、権利者の代わりに国が許諾するということです。

ただし、権利者も所在も分かっている、連絡もできているが、権利者からの許諾の表明がない場合（暗黙の非許諾）、残念ながら裁定制度によってこの著作物の利用をすることはできません。

裁定制度利用の例

- 校歌をCDに録音
- 古い書籍をデジタルアーカイブに掲載
- 過去のドラマをDVD化
- 古い地図をウェブサイトに掲載 etc.



37 契約書がなくても契約は成立する!?



何かの契約を結ぶとき、契約書が必要だと思われがちですが、実はそうではありません。

会社に行くときに電車に乗るのは「旅客運送契約」、コンビニでお弁当を買うのは「売買契約」というように、意識していなくても実は日々の生活には契約があふれています、それぞれ契約書を交わしてはいません。

ほとんどの契約は法律上、契約書がなくてもお互いに合意していれば成立しますので、口約束や電話でも契約は成立することになります。とはいえ、住宅や土地を購入するときや、会社との雇用契約を結ぶときなど、金額が大きな買い物や、権利を守るために大切な契約を結ぶときには、ほとんどの場合契約書を交わしていると思います。

これは将来何かトラブルが起こってしまったときの証拠となるということと、契約書に記載しておくことで、将来起こりそうなトラブルを回避するという重要な役割があるためです。

契約書の内容を隅から隅まで読んだことがあるという方はあまりいないかもしれませんが、その中には「いつ」「誰と誰が」「どんな内容の契約を結んだか」「どんなときに契約解除となるのか」などの内容が、明確に記載されているはずですよ。

逆に言えば、このようなことが記載されていれば、その書面の表題が「契約書」ではなく「覚書」や「合意書」などとなっても、契約書と同様の法的効果があります。

そして、その書面にサインや押印をすることで、その契約が成立したという証になります。

契約の中には、「保証契約」や、「定期建物賃貸借契約」のように、書面でないと契約が成立しないものがあります。

契約書に記載する内容は原則自由ですが、「アルバイトをする契約したけど、内容を聞いたら闇バイトだった」というような、明らかに違法行為とみられるものは、はじめから契約はなかったものとして、法律上無効となります。

また、契約としては問題なく成立していたとしても、「訪問販売や街中で勧誘されて、必要のない高額な化粧品を買ってしまった。」「たいてい興味もないのに英会話教材を購入する契約書にサインしてしまった。」などの場合には、一定期間無条件で契約を解除することができる、クーリングオフという制度もあります。





離婚に際しては、結婚したときから2人が築いた財産の分け方、どちらが子どもの親権をもつか、子どもの養育費などの取り決めが必要です。そしてこの取り決めを書面にした契約書のことを離婚協議書といいます。離婚協議書を作成するタイミングは、離婚届提出前が望ましいです。なぜなら離婚届提出後だと、相手方が協議書の作成を嫌がることもあるためです。

離婚は、協議（夫婦間での話し合い）や、調停（裁判所の調停委員会のもとでの話し合い）で双方が合意できれば成立します。しかし合意することができなかった場合、最終的には離婚訴訟（裁判所が解決方法を決定）となります。

離婚をした夫婦のうち、約9割が協議離婚をしています。協議離婚は届出だけで手続きが終了し、時間や費用がかからず最も簡単な離婚の方法といえます。

しかし、届出だけで済むからと言って、離婚後の仕事や生活、子どものことなどはしっかりと考えておかなければなりません。

離婚をするときに決めておくべき代表的な事柄

子どもに関すること	金銭に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ● 親権者 ● 養育費 ● 親子交流（面会交流） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財産分与 ● 年金分割 ● 慰謝料 ● 住宅の扱いや住宅ローン

合意内容が決まったら、「言った」・「言わない」のトラブルを防止するために離婚協議書の作成をお勧めします。また、離婚協議書は、公証役場で作成する「強制執行認諾文言付き公正証書」にすることによって、裁判手続を経ることなく、直ちに強制執行の手続きをとることができます。これは例えば相手が養育費を支払わない場合に、調停や審判の手続をしなくても、その公正証書を基に給料の一部を差し押さえる手続（債権差押命令申立手続）をすることができるということです。

人生の新たなスタートを切るために重要な決断である離婚、後に揉めることの無いよう2人の約束ごとを離婚協議書にして、少しでも不安をなくし新生活を始めて下さい。



39 いろいろな遺言



遺言とは、自分の想いを伝える手段で、主に財産を誰にどのように遺したいかを記載します。付言といって、法的拘束力はありませんが、メッセージを記載することもできます。

遺言は、自由に書いてよいわけではなく法律上決められた形式があり、その要件を満たしていなければ無効になる場合があります。

遺言書の種類は、全文を自分で手書きする「自筆証書遺言」と、公証人に作成してもらう「公正証書遺言」が有名ですが、実は「秘密証書遺言」と言って、公証人にも内容を秘密にしたまま遺言の存在のみ証明してもらう形式の遺言もあります。

そのほか、民法には特別の方式として「死亡の危急にせまった者の遺言（一般危急時遺言）」や「伝染病隔離者の遺言（一般隔離地遺言）」、「船舶避難者の遺言（難船危急時遺言）」等についても規定されています。

一般危急時遺言は、死期が迫っている方が遺言をしようとするときに利用します。証人3人以上の立会いのもと、証人の一人に口頭で遺言の趣旨を伝え、筆記してもらいます。本人と証人全員が内容に間違いがないか確認し、証人全員が署名・押印します。

一般隔離地遺言は、伝染病で病院に隔離されている場合だけでなく、災害の被災地にいる場合や刑務所で服役している場合などにも利用できます。この場合、警察官1名と証人1名以上が必要で、遺言書は本人が作成します。本人・警察官・証人が署名・押印します。

難船危急時遺言は、飛行機の遭難時にも認められます。2名以上の証人に口頭で遺言の趣旨を伝えます。証人は遺言の趣旨を筆記し、署名・押印します。

一般危急時遺言と難船危急時遺言は、後日家庭裁判所で内容の確認が必要になります。

なお、船舶に在船している者が利用できる「船舶隔離地遺言」というものもありますが、難船危急時遺言と違い、飛行機の搭乗時には利用できません。



ドラマなどで見かける「ビデオレターによる遺言」は、現行法では認められていません。しかし、危急時の遺言の難しさを考えると動画等の遺言が認められる未来が来るかもしれませんね。

40 おひとりさまの「もしも」の不安に

死後事務委任



私はいわゆる「おひとりさま」です。弟が一人いますが、親の相続で揉めて以来、疎遠になっています。

高齢になってきたので終活を始めたところ、私の死後の葬儀や遺品整理、公共料金の精算などを誰に頼っておけばよいのか心配になってきました。弟には頼めないし、他に頼める親戚もいません。

どう備えておけばいいのでしょうか。

死後には、さまざまな手続きが生じますが、「おひとりさま」の不安を解消する手段として、死後事務委任契約があります。

この契約は、自分の死後のさまざまな手続きを、信頼できる第三者（知人、行政書士等）に依頼するものです。

身近な親族等がない方や、法律婚でないパートナーに任せたい方などに有効な手段です。

具体的には、下の表にあるような内容について託すことができます。

死後事務委任契約は、託された方が依頼された事項を実行するときには、依頼者は死亡しており本人意思を確認することができませんので、公証役場で公正証書にして依頼内容を明確にしておくことをお勧めします。

委任事項（例）

- 通夜・告別式・火葬・埋葬後の墓の管理・永代供養に関する事項
- 賃借建物明渡し、残置物の処分
- 親族等関係者への連絡
- 医療費や施設利用料等の精算・支払い
- ペットの面倒や引き取り手への引渡し、施設入所などペットに関する事項
- 行政機関への届出等
- 遺品整理、デジタルデータ（デジタル遺産）の処理
- 水道光熱費等公共料金・インターネットや携帯電話の支払いと解約手続き

ただし、死後事務委任契約だけでは、遺産の相続や贈与についてはカバーできません。遺言書・死因贈与契約書なども一緒に作成することが効果的です。

また、おひとりさまの場合に心配されがちな孤独死などのリスクに対処するため、定期的に安否を確認する「見守り契約」を締結することもできます。さらに、認知症対策として「任意後見契約」を同時に締結することもできます。

※任意後見契約については、88～89ページをご覧ください。



認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護施設の入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な方を保護し、支援するのが成年後見制度です。成年後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度は、現に本人の判断能力が十分でない場合に利用します。家族等が家庭裁判所に申し立てをして、家庭裁判所が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任します。親族や知人を後見人等の候補者として申し立てをすることが出来ますが、最終的に後見人等を決定するのは家庭裁判所のため、必ずしも候補者が後見人等となるとは限りません。

また、本人と親族との関係や財産内容によって後見監督人が選任される場合があります。成年後見で、本人の財産のうち預貯金等の金融資産が多い場合には、本人の財産を適切に保護するために、払い戻し等に家庭裁判所の指示書が必要な「後見制度支援信託」の利用を指示される場合もあります。後見制度支援信託は、保佐・補助・任意後見では利用できません。

法定後見制度を利用するきっかけは、ご家族が本人の預貯金を引き出そうとしたときに後見人でないとできないと言われるケースが多いようです。

その他、相続人の一人に認知症の方がいて後見人が必要になった場合や、身寄りがない方の施設入所契約の際に後見人が必要と言われるケースなどがあります。

口座からの引き出しを停止されてしまった!

これまで認知症のお母さんの銀行の入出金を息子がATMでしていましたが、施設入所のためにまとまったお金が必要になり窓口にて引き出そうとしました。その際に銀行から「本人でなくてはできない」と言われたので、「本人が認知症なので息子が代わりに手続きしている」と伝えたところ、口座からの引き出しを停止されてしまったということがあります。この場合、ご本人に後見人が選任されるまで、その銀行の口座からの引き出しができなくなってしまいます。



将来認知症になったときに備えておきたい場合は、次項（88～89ページ）で紹介する「任意後見制度」が利用できます。

42 将来認知症になったときに備えて後見人を

任意後見



成年後見制度には、前項で紹介した「法定後見制度」の他に「任意後見制度」があります。任意後見制度は、自分で決められるうちに、認知症等に備えてあらかじめ自分が選んだ後見人に財産管理など代わりにしてほしいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。任意後見制度は、自分で後見人を決めてあらかじめ契約するため、すでに認知症等になって判断能力が不十分な方は利用できません。

任意後見契約は、公正証書によって作成する必要があります。任意後見契約公正証書の作成に必要な費用としては、公証人手数料11,000円、登記嘱託手数料1,400円、登記印紙代2,600円がかかります。しかし、多くの場合、判断能力が不十分になる前にも財産管理を依頼する委任契約も作成して、認知症等になったら任意後見契約に移行する「移行型」という形式で契約書を作成します。その場合には公証人手数料がプラス11,000円必要になります。また、契約書の案文作成や資料収集、公証役場の手配等を行政書士に依頼した場合には行政書士の報酬も必要です。

任意後見契約は、本人と任意後見人になってもらう方（任意後見受任者）との契約ですので、契約の中に後見人が受け取る報酬額を決めておくこともできます。反対に、親族に後見人をお願いする場合など、無報酬で契約することもできます。

本人の判断能力が不十分になった場合には、任意後見受任者等は家庭裁判所に「任意後見監督人」選任の申し立てをします。任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。なお、任意後見監督人は家庭裁判所が決定します。たいてい親族ではなく弁護士等の専門職が選ばれるので、任意後見監督人には報酬が発生することが多いです。費用をかけずに後見制度を利用したいと思って任意後見を検討している場合には注意が必要です。

判断能力があるか？

後見制度を利用する際に「判断能力があるかどうか」は、本人や家族が判断するのが難しい場合があります。法定後見を利用する際には、医師の診断を基に家庭裁判所が判断能力の程度を判断しますが、そのとき医師が使用する検査に「長谷川式認知症スケール」というものがあります。任意後見契約を結ぶことができるか不安な場合も、事前に主治医や精神科医等に相談して、検査を実施してもらうといいかもしれません。



43 これって「相続放棄」じゃないの？

相続



父が亡くなりました。相続人は母と兄と私の3人で、遺産は実家と預金です。3人で相談した結果、母の老後資金のため遺産はすべて母が相続して、兄と私は『相続放棄』することにしました。行政書士に相談したところ、「遺産分割協議で遺産を受け取らないことと、法律上の『相続放棄』は全く別のものですよ」と言われました…!?

法律上の「相続放棄」をするには、家庭裁判所への手続きが必要です。この「相続放棄」を検討するのは、被相続人（亡くなった方）に借金などの負債があるときや、遺産分割協議にどうしても参加したくないとき等が多く、被相続人の権利や義務を一切受け継がないという意思表示を法的手続きで行いますので、これにより、その相続について、最初から相続人ではなかったとみなされます。

法律上の「相続放棄」をした結果、法定相続人ではなかった方が法定相続人になることがあります。

例えば、左ページのケースで、兄妹が相続放棄の手続きをした場合、被相続人である父に子がいなかったとみなされ、父のきょうだい（先に亡くなっていたら甥姪）が、法定相続人になります。ですから、母に父の遺産を分配するには、母と、新たな法定相続人として、おじ・おば（先に亡くなっていたら甥姪）が加わって、遺産分割協議を行わなければなりません。

「法定相続分どおりに遺産分割をしなければいけない」・「受け取らない場合は相続放棄をしなければならない」と思っている方もいますが、遺産分割協議をして相続人全員が合意すれば、法定相続分と異なる遺産分割をしても問題ありません。左ページのケースでは「相続放棄」ではなく、母・兄・妹3人で、母がすべて遺産を受け取るという遺産分割協議書を作成すればよい、ということになります。

家庭裁判所への相続放棄の申述は、原則として取り消せませんので、最初に、法律上の「相続放棄」が必要なのか、被相続人の財産調査をきちんと行うなどして熟慮し決める必要があります。

ただし、「相続放棄」の手続きには期限があります。「自己のために相続の開始があったこと（被相続人が亡くなったことと、それにより自分が相続人となったこと）を知った時から3か月以内（民法915条1項）」で、これを「熟慮期間」と呼びますが、熟慮するには短い期間です。



44 会わないでできる!?「遺産分割協議書」



遺産分割協議書とは、有効な遺言書がない場合に、相続人の中で相続財産の分け方を協議し、合意した結果を書面にしたものです。

相続人全員が署名の上、実印で押印することにより、合意の内容を証明する書類として、不動産や銀行等の相続手続きに利用されます。

遺産分割協議を行うためには、まず、協議に参加する相続人を確定させなければなりません。相続人を確定させるためには、被相続人（亡くなった方）の出生から死亡までの戸籍謄本等を取り寄せて確認します。

並行して、被相続人が所有していた財産を調査して確定させます。現金・預金・不動産といったプラスの財産だけでなく、借入金・住宅や車のローンといったマイナスの財産も含め、すべて把握することが重要です。

相続人と相続財産が確定したら、相続人全員で遺産をどのように分割して相続するかを話し合い、全員の合意が得られたら、その内容を遺産分割協議書に記し、相続人全員が署名の上、実印を押印します。

よく、『遠方に住んでいる相続人がいるのですが、全員で集まって協議しなければならないのですか?』と聞かれることがあります。

実は、必ずしも一堂に会して協議しなくても、電話などによる意思確認や話し合いでもかまいません。署名・押印も、郵送で行ってもかまいません。ただし、後に「言った、言わない」というトラブルにならないよう、きちんとした協議、合意がなされることが重要です。



遺産分割協議を行う必要がなく、遺産分割協議書を作成しなくてもいい場合もあります。

例えば、相続人が1人であれば、財産を1人がすべて相続することになるため、遺産分割は不要です。

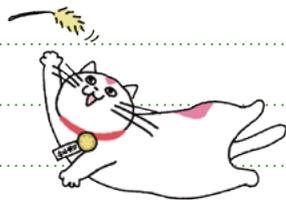
相続人が複数いても、遺言書があり、その通りに相続する場合も、遺産分割協議は必要ありません。

※遺言書については、82～83ページをご覧ください。

45 「墓じまい」したい



先祖代々のお墓が田舎にあります。両親も親しい親戚も皆亡くなり、おとずれる機会がなくなりました。維持・管理の負担も大きく、子や孫に負担をかけたくないので、「墓じまい」をしたいと考えています。具体的に何をしたらいいのでしょうか？



「墓じまい」とは、代々継ぐタイプの墓石を撤去し、墓所を更地にして使用权を墓地管理者に返還することです。

そして、ご遺骨を、現在のお住まいの近くにあるお墓や、継がなくていいタイプのお墓等に移すことは、「改葬」といいます。

継がなくていいタイプのお墓の例

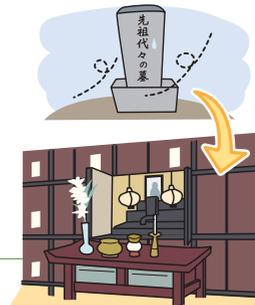
- 合同墓
- 永代供養墓
- 樹木葬
- 納骨堂 など

「改葬」を行うには、ご遺骨が現在納骨されている所在地の市区町村長からの改葬許可を受けるなど、行政手続きが必要となります。

また、親族との話し合いや、菩提寺とのやりとりなど様々な配慮を要します。

【手続きの流れ(例)】

- ①市区町村から「改葬許可申請書」を入手
- ②もとの墓地の管理者の印をもらう
- ③市区町村に申請し、「改葬許可証」を取得
- ④御霊抜き法要と撤去工事
- ⑤新たなお墓へ移す場合は納骨と入魂供養



＼自宅保管でも改葬手続き／

改葬以外にも、ご遺骨を散骨したり、自宅保管(手元供養)されたりすることもあります。自宅保管や散骨は「改葬」ではありませんが、自宅保管している方が亡くなった後に、お墓に納めることになるかもしれません。

そのようなときに備えて、すぐに改葬を行わない場合も、【手続きの流れ(例)】①と②の手続き(改葬許可申請書を入手し、もとの墓地の管理者の印をもらう)は行っておくとよいでしょう。

プエンテの 発行にあたって

東京都行政書士会 会長
宮本 重則



皆様には、平素より当会の事業に格別のご理解・ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、当会は、「かかりつけ行政書士を都内標準にしよう!」の活動理念のもと、市民・事業者の皆様から私たち行政書士に安心してご相談いただき、業務をご依頼いただけますよう、常に研鑽を積んでおります。

今回のプエンテの内容にもございます通り、行政書士業務は非常に多岐にわたっています。

例えば、外国人の在留資格の申請はもとより、生活の中でよく利用する機会のあるバス・タクシー、レストラン、コンビニ、クリニック・病院、居酒屋、ゲームセンターなど、そのほとんどには官公署の許可や届出が必要であり、私たち行政書士が申請手続きを行っています。また、ローンの飛行や民泊などに関する許可や届出など、新たな分野にも対応させていただいております。

さらに、市民法務分野、特に、遺言・相続、財産管理、成年後見、事業承継等の分野におきましてもお力になれる場面も増えてきております。

令和5年2月に総務省から、成年後見業務・財産管理業務は、行政書士業務である旨の通達が発出され、同年4月からスタートした相続土地国庫帰属制度においては、申請書等の作成を代行できる専門家に、弁護士・司法書士と並んで私たち行政書士が選定されました。

このように、私たち行政書士は、数千種類ともいわれる非常に幅広い業務を担っております。市民・事業者の皆様には何かお困りごとがございましたら、都内約8,500名の当会会員が、皆様の「かかりつけ行政書士」として、親身になって対応いたしますので、お気軽にご相談いただければ幸いです。

結びにあたり、皆様のより一層のご健勝・ご活躍を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

編集後記

プエンテVol.15はおかげさまで多くの方から高評価をいただき、プエンテ初の増刷となりました。Vol.16もより良いものへと気合いを入れ最初のプエンテ会議を2024年8月9日に開催し勢いよく進めるはずでした。しかし、よろず相談会、都庁相談会、広報月間と、時の流れは早く、気がつけば編集作業はいつも通り年度末まで走り切ることとなりました。

編集作業の追い込みが続く2月半ば、研修会「災害時の活動について」と懇親会「いわきの方との交流」で福島へ行きました。宿泊先のスパリゾートハワイアンズの方の、東日本大震災時の体験やその後の復興に向けた活動の講話では、いわきに伝わる「一山一家」の精神を学びました。「一山一家」とは、いわきが炭鉱地域だった頃から言われている言葉で、日ごろは意見が合わず、ケンカをするような間柄でも、ひとたび山(炭鉱)に入れば一致団結して作業にあたった様子を表しているとのことでした。大事をなす時は、自己の小さな価値観ではなく、大局をみて協力し合うべきとの思いが、復興時のスパリゾートハワイアンズの姿の礎となったのだと、深く共感しました。

また、夜の懇親会では、いわき市の方とお話をさせていただき、震災後の支援活動における心構えを学ぶことができました。いざ復興支援となったら、なかなかスムーズには事が進まない。そういう時、キチンとしたリーダーシップを発揮できる人材を平時から育てておく必要があり、自身がそのリーダーシップを持った船頭になれば尚良し、とのことでした。

プエンテVol.16の編集において、リーダーシップのある船頭に自分になれたかは甚だ疑問ですが、「一山一家」の精神で広報部一丸となり、難産ではありましたが、世に出すことができました。

このプエンテVol.16が皆様の生活・事業の一助となりましたら幸いです。

発刊にあたり、取材を快くお引き受けくださった皆様をはじめ、ご協力いただいた関係者の皆様に感謝申し上げます。

広報部次長 井手尾 博之

行政書士とうきょう増刊号 プエンテ [Puente] Vol.16

令和7年3月31日発行

各種お問い合わせは、東京都行政書士会事務局まで。

TEL 03-3477-2881 MAIL info@tokyo-gyosei.com

編集

東京都行政書士会広報部

担当副会長 浅野幸恵

編集委員長 榎本 晃

編集委員 井手尾博之 三五政彰

荒井重広 大門則亮

益子光宣 及川弘子

江川さやか 妹尾ひかる

古林孝一 中里 裕

吾妻佑紀 半田正美

発行人

東京都行政書士会

会長 宮本 重則

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6

TEL 03-3477-2881

FAX 03-3463-0669

<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

デザイン・制作

株式会社 DNPメディア・アート

有限会社 ディーエヌデザインセンター

印刷所

大日本印刷株式会社

本誌記載記事の無断転載・複製を禁じます。

免責事項：

当会は、本誌のコンテンツの正確性の確保に努めてはおりますが、提供している情報に関していかなる保証もするものではありません。本誌に掲載されている情報、または本誌を利用することで発生したトラブルや損失、損害に対して、当会は一切の責任を負いません。

在留資格



古物商



建設業許可



酒類販売業



著作権



東京都行政書士会

深夜酒類提供飲食店



- 航空法
- 民法
- 電波法
- ... etc.
- 道路交通法

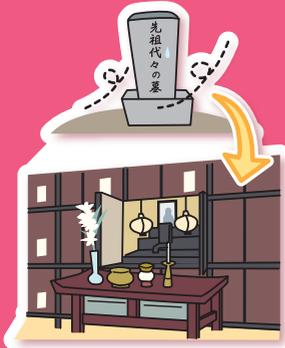


ドローン

ペットカフェ



墓じまい



離婚協議書

